

平成27年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年9月9日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 3 議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄君	2番	針ヶ谷稔也君
3番	本間清君	4番	亀井伝吉君
5番	島田麻紀さん	6番	荒井英世君
7番	今村好市君	8番	小森谷幸雄君
9番	延山宗一君	10番	黒野一郎君
11番	市川初江さん	12番	青木秀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
町長補佐	中里重義君
総務課長	根岸一仁君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	丸山英幸君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君
会計管理者	山口秀雄君
教育委員会 教育事務局長	多田孝君
農業委員会 農事事務局長	橋本宏海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸光男
庶務議事係長	川野辺晴男
行政安全係長兼 議会事務局書記	小林桂樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(青木秀夫君) おはようございます。

○諸般の報告

○議長(青木秀夫君) 本日の会議に入る前に諸般の報告をいたします。

委員会付託案件の審査結果の報告がありましたので、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

○一般質問

○議長(青木秀夫君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は一般質問です。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、本間清君。

なお、質問の時間は60分です。

[3番(本間 清君)登壇]

○3番(本間 清君) おはようございます。3番、本間です。よろしく願いいたします。それでは、通告に従いまして質問いたします。

私たちの板倉町は、利根川や渡良瀬川に挟まれた群馬県の最東南の位置にあり、栃木県、埼玉県、茨城県との県境にあります。そして、群馬県と合わせて四県の鶏鳴の聞こえる地であるとされています。自然地形に起伏の少ない平坦な地形となっております。それゆえ、少し小高いところに移動しまして、その場で360度ぐるっと一回転しますと、富士山や浅間山、赤城山や男体山、筑波山などがパノラマのごとく広がります。眼下には田園や水郷が広がる自然豊かなところですが、しかしながら、平地であるがゆえに観光地としての魅力にいま一つ欠けることになるのでしょうか。

この件に関連してくることと思いますが、町では「平成27年町の予算とくらしのガイド」を作成し、各家庭に配布しましたが、その内容の中に「今後の町の事業展開として、インフラ整備、役場新庁舎建設事業への取り組み、さらに広域行政による館林厚生病院病棟建設工事、ごみ処理施設への建設、館林地区消防組合本署建設等への負担金の支出など、ハード面における財源確保を考慮しつつ、限られた財源をいかにして計画的に投じていくかが課題となる。財政状況が厳しい中、限られた財源を重点的、効率的に活用するため、創意と工夫で最大の行政効果が得られるようあらゆる英知を結集して取り組むこととし、かつ可能な限り経常経費の縮減を図り、第1次板倉町中期事業推進計画を基本とし、町長の基本政策実現に向けた予算編成を行うものとする。新年度予算において次に掲げるものについては、重点的に予算を配分するものとする」と、このようにあります。その事業内容は全部で11事業ありますが、その中の一つに「平地観光等活性化に要する予算」という項目があり、前年度と新年度予算の違いを強調かつ意気込みを感じますが、それは前年度と比較しましていかほどの違いがありますか。また、この重点的に配分された予算において、どのような観光事業等の活性化をお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長(青木秀夫君) 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 平地観光の活性化に関する予算の関係で重点的な部分ということなのですが、現実的には予算の金額的な部分では、平成26年度と比較しまして若干のプラスということがございます。基本的には商工に特化した予算ということだと、一般会計におきます商工費の中の観光費というものがございまして、これにつきましては、今ご説明したように、前年とほぼ同様な形の中で、全国的な観光物産をPRするイベントへの参加費だとか、近隣の市町村と連携するイベントに係る観光振興費だとか、揚舟の運行にかかわる経費、それと遊水地にかかわる経費という中で27年度920万円弱の予算を、去年より若干増えた形の中で展開してございます。

ただ、中でソフト面での充実というところで、今回特に27年度力を入れている部分が町の重要な観光の要素であります渡良瀬遊水地、これをいかにPRしていくかということで、今年度より渡良瀬遊水地のボランティア養成講座というものを栃木市と連携いたしまして、遊水地をできるだけ今後広く全国的に発信していきたいというところに今年度は特に力を入れているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） そういたしますと、いろいろ板倉町には観光地がありますけれども、今年は渡良瀬遊水地が重点的でありまして、例えば水郷公園ですか、雷電神社とか、行人沼とかいろいろありますけれども、こういったところはさほど力を入れていないという考えでよろしいでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 済みません、大変失礼しました。水郷公園におきましては、やはり今年度新たにアジサイの植栽ということで、ちょっと専門家を入れて、若干前年度より予算のほうを多く見まして、あそこに花が咲かせられないかというような形の中で、これは観光事業として取り組むということをおある意味一つの柱としております。

それと、今ご質問にありました町の観光の要素の一つの目玉となります雷電神社、これにつきましては、観光費ということではないのですが、横断的に都市建設課と連携するような形の中で、参道整備に着手するというような形の中で町の大きな目玉であります雷電神社周辺のその参道を整備することで、その効果として観光客が訪れればということで、関連事業として雷電神社の参道の整備ということをお都市建設で取り組んでいるような状況で、先ほども申し上げました遊水地が観光担当とすると一番の核なのですが、その附帯事業といたしまして水郷公園の事業、それと関係課で雷電神社の周辺整備等々の事業も展開していくような状況でございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 先ほどのお話ですと、今年は水郷公園に力を入れてくれるということですが、漏れ聞いた話では、今年はアジサイの花などを植えて、一般のお客さんをたくさん呼びたいというお考えのようでしょうか。今までですと、魚釣りのお客さんなどがたくさん毎日見えておりますけれども、一般の要するに近隣の人々はほとんど訪れていないというふう聞いておりますけれども、これに関係したことでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 水郷公園そもそもが釣りに特化した公園なわけなのですが、あれだけの貴重な自然等もあるようなところなので、通年を通してお客さんが訪れてくれるということで、その一つの考え方が今運行しています揚舟でお客さんに来てもらう。それとあわせるように、一つの集客の手段として、アジサイにつきましては何年か前から職員が対応して、少しでもお客さんが来るようにきれいにできないかなということをやっていたわけなのですが、なかなか土質の関係とかちょっと難しい部分等々もありまして、今年度は専門家をお願いしたような形の中でそういうきれいなものが咲けるような環境がつくれればということで対応していきたいということで考えております。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 今のお話よくわかりましたので、今後とも近くの観光地ということで余りおろそかにしないで、少しずつでも結構ですから力を入れていていただきたいと思います。

次に移ります。さて、板倉町は近隣の人々にはもちろん知られていますが、少し離れたところへ行きますと、余り認識されていません。それゆえ、町の所在地を説明しますのに、「正田美智子さんや日本人女性初の宇宙飛行士、向井千秋さんの出身地である館林市の隣町です」とか、最近では「日本一暑い館林市の隣町です」と言うのとわかってもらえるでしょうか。ちなみに今年の最高気温は、8月5日に39.8度ありました。

板倉町を地図上で特定させるにも少し苦労するところです。このことは、子ども会育成会の役員になられた方ならご存じかと思いますが、上毛かるたの中の一札に「つる舞う形の群馬県」というのがあります。まさに群馬県の形は、鶴が羽を広げて大空を飛んでいる形をあらわしています。「この鶴のくちばしのところが板倉町です」と説明しますと、何となくイメージしていただけるでしょうか。

最近町のイベントなどでこの鶴が印刷されたTシャツを見かけますが、より多くの人々に目にしてほしいと思います。ですが、板倉町を知ってもらうためには、ここに来ていただくのが一番です。それには観光です。そこで、板倉町の観光はホームページで検索してみますと、「悠久の時代を伝える水場景観のあるまちいたくら」とあり、見る、知る、遊ぶ、味わうの4つのキーワードで案内されています。その内容の全部は挙げませんが、見るでは、頼母子のシダレザクラ、渡良瀬遊水地のヨシ焼き、行人沼などが紹介され、知るでは、揚舟、雷電神社、沈下橋、宝福寺の性信上人座像など、水辺の歴史を学んでみましょうとあり、遊ぶでは、揚舟による谷田川めぐり、天神池公園、ふれあい公園、板倉グライダー滑空場や渡良瀬遊水地、板倉レンタサイクルセンターなどが紹介され、陽光を浴びてきらきらと輝く水面と爽やかな風を感じながらウォーターレジャーを楽しもうとあります。味わうでは、農産物直売所「季楽里」、川魚料理、キュウリなどが紹介されています。

これらの観光スポットは板倉めぐりMAPに載せられています。そして、「風を切って自転車でGO」と距離約36キロ、時間にして約3時間のサイクリングで水郷の宝探しに出かけようというサイクリングモデルコースを推奨しており、初めに自転車を板倉レンタサイクルセンターでレンタルし、ここをスタート地点とし、まず渡良瀬遊水地に向かい、板倉グライダー滑空場、西丘神社を回り、雷電神社、水郷公園、そして高鳥天満宮、「季楽里」から沈下橋を目指し、スタート地点に戻るコースになっております。

うららかな日和に楽しそうにサイクリングしている姿が目には浮かびますが、真夏の太陽のもと、真冬の北

風に向かうさまは、余り想像したくありません。後ほど繰り返しますが、板倉町を訪れる観光客のほとんどは中高年であり、自家用車で来ています。ここで伺いますが、板倉レンタサイクルセンターの年間を通しての利用状況はどうなっていますか。また、この板倉めぐりMAPは平成23年に作成されたもので、周りの環境も多少変化していると思いますので、マップ上の観光地としての見直しや対策などはお考えでしょうか、お考えがありましたらお聞かせください。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問のまず1点目なのですが、レンタサイクル事業の関係で、昨年度の利用者なのなのですが、848人の方のご利用をいただいております。

もう一点のご質問なのですが、板倉めぐりMAPですか、これ平成23年に改訂版をつくりまして、昨年度いたくらんが登場したことによって、若干マイナーチェンジというか、今までちょっとした冊子があったところいたくらんに置きかえたりして、ちょっとマイナーチェンジをしております。基本的な部分は23年に改定した部分と一緒になのですが、今後状況等が変わりますれば、ある程度その在庫の状況等にもよるのですが、その辺を勘案しながら、新たにつくるときにはさらに新しい情報、もし情報が更新されていけばその情報は訂正していくというふうな形の中で、いろんな形でバージョンアップがしていければということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） ただいま板倉レンタサイクルセンターの年間利用客が848人とありましたけれども、1日平均にしますと2人とか3人ぐらいの感じになるでしょうか。多いか少ないかといいますと、少ないほうに入ろうかと思いますが、町としましてはこの事業はこのまま継続する予定でしょうか。また、継続する予定でしたら、この例えば年間利用客を増やす対策というのは何かお考えでしょうか、伺います。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問なのですが、現時点ではできるだけレンタサイクル継続をしていきたいということで考えてございます。利用状況にもよるのですが、さらにそれを今後発展的にしていくための一つの手段として、ある部分でいくと、先ほどご説明いたしました遊水地のボランティア、要するに遊水地そのものが貴重な資源だというふうな考え方をとりますれば、町の東側の駅からレンタサイクルを使ってもらって、できる限り遊水地をめぐったりだとか、遊水地を一つの通過点にして町の中にもお客さんに来てもらうというようなことを考えて、遊水地での案内人を養成して遊水地にお客さんに来てもらう。それは、駅からレンタサイクルを借りてもらって遊水地に向かってもらったり、そのついでに回ってもらうというようなことで、相乗効果が狙えればというような形の中でレンタサイクルの事業の起爆剤というような意味合いも含めて、その遊水地のボランティア養成講座を実施してボランティアさんを確保して遊水地をさらにPRしてお客さんを呼びたいというようなことで、そのレンタサイクル事業もどんどん発展させていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 先ほど渡良瀬遊水地を利用しまして利用客を増やすという考えらしいですけども、それが一番板倉レンタサイクルセンターに近くて実用性があるかと思います。

もう一つお伺いしますが、その設定しましたモデルコースを実際に回るという方は少ないのではないかと思います。といいますのは、やはり先ほど申しましたように、板倉町を訪れる方は中高年層が多いと、また季節的な要因もありましょうし、渡良瀬遊水地がメインになるかと思えますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ご指摘のとおり、なかなかこの36キロ3時間ですか、これを本当に実際やられる方というのは、なかなか体力的にないと難しいかと思えます。ただ、このMAPの中は板倉町のさまざまな観光施設、公共施設、見どころ等々を位置で示すことで、その中の一つの巡回する手段、回る手段がレンタサイクルということでのご紹介であって、あくまでもモデルコース。逆に言いますと、それぞれ東西南北分かれたところにいろんな施設があるのをお知らせすることで、そこに立ち寄っていただける機会だとか、逆に言えばたまたまこれはモデルコースがレンタサイクルコースを出発していますけれども、例えばその役場あたりに来ていただいて、中央公園あたりに車をおとめいただいて雷電神社を散策するとか、雷電神社から健康状態に合わせ、例えば水郷公園を歩いて回ってもらおうとか、いろんな形でその人の健康状態だとか体力に合わせてうまく利用していただければというような形の中で、いただいたような提案をもとに、逆に言えば今回このMAPも次に更新するようなときは、そういったところにも配慮し、何かしらの工夫ができて、単にモデルコースのお知らせではなく、例えばウォーキングトレイル的な紹介だとか、そういったもので、いろんな方が幅広く汎用的に使えるようなものにできればということで、工夫ができればと考えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） お話はよくわかりました。ぜひ今年が八百何十人かということでしたので、1,000人を目標に頑張っていたいただきたいと思えます。

それと、私が気づきました点を幾つか述べさせていただきます。行人沼や沈下橋は、観光マップを見ますと、写真マニアなら行ってみたい撮影スポットだと思いますが、行って見ますと、周りは雑草だらけでイメージとはかけ離れていると思えます。沈下橋は、本当に雑草の中に沈下していました。季節によっては、雑草管理は大変と思えますが、訪れる人のために環境整備が必要と思えます。

また、鎌倉時代の作である宝福寺の性信上人座像や西丘神社の三角縁仏獣鏡は、一般公開はされておらず、見ることはできません。特に三角縁仏獣鏡は、邪馬台国の女王卑弥呼が銅鏡100枚を魏の国より贈られたと魏志倭人伝に記されています。西丘神社の鏡は、その中の1枚であるとも言われています。日本にはこの種類の鏡は8枚しか発見されていないそうです。歴史マニアはこれらを知り、板倉町を訪れてくるかもしれません。がっかりさせて帰さないためにも非公開とあらかじめ知らせておいたほうが親切ではと思えますが、なお三角縁仏獣鏡のレプリカが文化財資料館にあります。

先ほどの板倉めぐりMAPを片手に私も観光客の一人になり、板倉めぐりをして見ました。そして、再認

識させられました。板倉町は、本当に自然に恵まれたところだと。谷田川沿いの美しい風景と豊かな自然、ここは海かと思うほどの広大なスケールの渡良瀬遊水地、雷電神社や高鳥天満宮には鬱蒼とした大木が茂り、左甚五郎の流れをくむ随所に施された彫刻に感嘆し、社殿の荘厳さに時の重みを感じます。板倉町を訪れた観光客は、どのように思われたでしょうか。本町を訪れた観光客の特徴としましては、全てが日帰りであり、50歳以上が全体の約8割となっており、60歳代を含めた中高年層の比率が最も高く、近隣及び半径約30キロ圏までの県外が多く、そのほとんどが自家用車で訪れています。そういった自家用車で訪れた観光客に対しての案内標識などの設置が不足しています。訪れた観光客に1カ所で終わらず、2カ所目、3カ所目と回遊してもらうためには、わかりやすい観光ルートを案内した標識などが必要です。今後の新たな標識の設置の予定や考えをお伺いします。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 今時点で直近ですぐにということでの案内板の設置というのは、予定のほうは入っておりませんが、今現在が東洋大の駅をおりたところに、これは駅利用者ということで広域的な表示なのですけれども、一応観光の案内図と、あと販売センターのほうに案内図があってというような形の中で、今後その屋外型というか車向け、車向けの案内板につきましては、昨年度遊水地へ誘導していくような案内板を設置したわけなのですけれども、さらに今後そこいら辺のご意見をいただいた中で、広域的に町内のものが紹介できるような案内板がどのように設置できていけるのか、今後検討していきたいと思えます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 渡良瀬遊水地中心の大きな案内板というのは、結構近くにできていると思えますけれども、例えば近くの神社仏閣とか、ちょっとした池とか、そういうものはほとんどないと言ってもいいぐらいだと思いますので、大きくなくてもいいですから小さい案内板でも、一度にはもちろん予算の都合もありますので、できませんと思えますので、例えば年間1つでも2つでもそういった小さな案内板でも設置してほしいと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） そのようなご提案、できる範囲の中で、本当に限られた予算できる部分というのはあるかと思うのですけれども、工夫をする形の中で、今回MAPの中で紹介しているような施設にそういうのを1カ所設置することで、そこに来た人が次のところに行けるだとか、そういったちょっと工夫を凝らす形の中でそれを周知していくような形を進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） そのお考えでよろしくお願ひいたします。

次に、板倉町の観光地についての町長のお考えをお伺いします。少し前のことでしたが、群馬テレビで「35市町村長に聞く」という番組に板倉町が取り上げられ、7月6日の日に放映されましたが、この中で「板倉町の観光地は」との司会者の問いに、町長は「渡良瀬遊水地、雷電神社、揚舟」の3カ所を挙げていました。

そして、「邑楽郡内の各市町村も平地であるがゆえに、観光事業には同じような悩みを抱えています」ともおっしゃっていましたが、ここで町長にお伺いします。板倉町の隅々まで知り尽くしました町長が、仮にガイドとなりまして、観光客を案内することになりましたら、先ほどの渡良瀬遊水地、雷電神社、揚舟はもちろんのことと思いますが、板倉町のどこを案内したいとお考えでしょうか。観光客の方々にその魅力をどのようにアピールしたいとお思いでしょうか、お聞かせください。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） この間テレビに放映されたというのは、テレビというのは向こうからこれとこれを聞きたいというような事前のものもありまして、私のほうは述べたい面がいっぱいあるというようなことも話しながら、適度に切り合わせていくということで、そういう結果になったのだらうと思います。もちろん挙げれば、先ほど本間清議員さんが挙げたような天神様から始まって、水郷公園から始まって、板倉町の既に皆さんがご承知のようなところは、できれば時間がありさえすれば一連のコースを案内したいと思っております。

そういう意味では、観光地が全くないという、例えば邑楽郡内の町長同士で話をしますときに、明和町さんなどでは、板倉ほど名所旧跡もないと言います。千代田さんについても、観光地は比較すると、板倉はまだあるではないですかと。邑楽町さんに告ぐと、こぶ観音があり、多々良公園があり、うちの町と板倉さんなんかかねというようなお話もされるところでありまして、そういう意味では観光地が全くないということではないというような状況ではあるわけでありまして、平地としてはですよ。しかし、そういう意味ではなかなか今まで平地観光という言葉すらまだつい5年、6年出てきた話でありまして、それは群馬県の知事が、群馬県を観光立県にしようということの流れの中で、平たく森林税とか観光いろんな関係のお金も該当地区からだけ吸い上げることなく、観光協会もそうですが、私の町も払っております。そういう意味で、広い意味で広く浅く推進の税を上げるということを前提にしたときに、草津やみなかみや、あるいは鬼押ししやそういったところだけお金を落とすためにと、それは不公平であるという我々の主張に対して、平地観光という言葉が出てきたように私は見受けております。

いわゆる何を言いたいかといいますと、歴史が浅く、そういう意味ではまだ取り組みも浅いということで、我々も四苦八苦をしながら、それでも他町にないうちの町のそういう名所旧跡等々をいかにPRしていくかということについては、大きな課題として捉え、いろんな施策を考えながら限られた財源の中でやるわけですが、なかなか成果が現実論としては上がっていないということでもあります。

そこで私自身は、雷電神社がやはり中心になるべきだという、これは水郷とか重要文化的景観の核が雷電神社でありますから、あるいは水郷公園が、この2つが核になっておりまして、そういう意味では、しかも雷電神社においては常々お話をしますが、加須市の市長も栃木市の市長も、一杯飲むと必ず昔は我々も雷電神社に行って、ぞろぞろ、ぞろぞろ流れがあって、あそこでナマズのてんぷらを食うのが楽しみだったというような、雷電神社そのものは過去が繁栄をしておいて、現在は衰退の一途をたどっているということもありますので、何とか80先ある講が現在どのくらいしているのかということも含め、教育委員会等についてはその講の再発掘といいましようか、あるいは江森宮司等についてもそういった講の名簿等がありましたら教えていただきたいとか、いろいろ努力を重ねているところであります。

ちなみに雷電神社の過去は、観光ということではなく、やはり基本的には1次産業、農業が圧倒的に多い時代のいわゆる守り神様というようなことで、遠くは鶴ヶ島市からも板倉町へマラソンで、いわゆる飛脚で水をとりに来たとか、そういう時代のお話でありますから、それから年々農業の衰退と、あるいは文化的な近代的なものの進展に伴って衰退をしておるということでもあります。

先ほど話が出ましたように、宗教と政治はなかなか相入れない面がありまして、雷電神社そのものへ直接投資ができない、支援ができないという面もありますので、ご承知のように中央公民館の隣の駐車場、さくらトイレも5月1日のいわゆる駐車場向けに遠いけれども、つくったものでありますし、雷電神社周辺の町道も農道を拡幅して、いわゆる直接関与できないけれども、間接的にでも雷電神社周辺の整備を特別に進めているところでありまして、そのでき上がりのところで参道整備が既に入っているところであります。これは文化庁の補助金をいただいて、3,000万円か4,000万円ぐらいかかるのだらうと思いますが、参道も両端にちゃんと植栽の入った参道が整備されつつ、来年ぐらいまでかな、そういう形になっておりまして、いろいろ難しいところがありますが、そういうことで案内がどこをするかといったら、やはり時間が相手があれば幾らでも、ただそれを相手様がどう考えるかは別として。

先ほど本間さんが言いました「つる舞う形の群馬県」、私もよく言いますが、板倉は、板倉といってもどうせわからないだらうから館林の隣だとか、そんな表現を使う板倉町民の皆さんも多いわけですが、「つる舞う形の群馬県」として群馬県人だからわかるのですよ。埼玉県人はわかりません。自分のまちの、自分の県を「つる舞う」といえば、なるほど鶴だなと思うから、群馬県人だからわかるだけで、それはどこへ行っても言ってごらんさい。群馬県って鶴舞う形といったって、群馬県がどこにあるのだいなんていう人が圧倒的に多いのですから。そういう意味では、地元びいき的な表現もしながら、やはり上毛かるたというのはそういうことでもあるのだらうというふうに見受けております。地元の人が地元のよさをみずからいい面に拡大解釈をして広げていくというような、そういう宣伝効果を狙った例えば一つの表現かなと思っております。

古河とか、「ああ、そう。群馬県、鶴舞う形していますか」なんて言うのだから、市長だって。それは我々が群馬県に住んでいるから、それもこじつけで鶴と、羽ばたいているでしょう、後ろに尻尾みたいなものがあるでしょう、首みたいに細くなっているでしょうと、説明をつけて我々が何とかこじつけでそれでいけるなと思っておりますから、そういう話をするだけで、それほどなかなか全国に発信するには非常に難しさもあるということをおし上げて、回答になるかどうかわかりませんが、答弁いたします。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） ただいまの町長の群馬県の「つる舞う形の群馬県」ですか、これは確かに私も町長と同じように、群馬県ならその鶴の形をイメージできますけれども、ほかの県に行ってはほとんど無理かなとは思っていました。

それと、今私は板倉町の観光地は、町長はどこに案内したいかとお尋ねしたわけですが、雷電神社はもちろん出てくると思いましたが、具体的にほかの地名が出てこなかったということで、さすがにやはり板倉町は平地観光地であるがゆえに、なかなかその辺が難しいなということになるのだと思いますけれども、これからの課題になろうかと思えます。

もう一つ町長にお伺いします。私から申すまでもないのですが、観光地とは風景や名所を見て回ることと辞書にあります。観光案内の中にいずみの公園やふれあい公園が載っていますが、日本全国津々浦々、各市

町村に規模の差はあれ、公園はどこにでもあり、住民の憩いのひとときまたは散歩コースになっているためにつくられていると思いますが、町長はいずみの公園やふれあい公園などは、板倉町の観光地ですとの認識ですか、お伺いします。済みません。余り時間がありませんので、手短かにできればお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 観光地とは思っておりません。公園。

○3番（本間 清君） わかりました。

さて、今後観光地の増加策を考えますと、マジックのように種も仕掛けもあれば別ですが、結果が出せる妙案はすぐには思い浮かびません。何かアイデアの参考になるものはないかと探してみますと、情報は結構発信されているものです。その中の幾つかを紹介させていただきます。

これは、外国人の誘客に取り組む日本政府観光局理事のお話ですが、「自治体が展開した観光PRで成功した事例は」との問いに、「山梨県富士吉田市が観光宣伝用に撮影した写真が人気だ。富士山と五重の塔と一緒に写したものだ。今や日本を代表する観光風景の写真の一つになっている。この風景が撮影できる富士吉田市内の撮影場所には、多くの外国人が訪れている。1枚の写真の持つインパクトは大きい」と話しております。

また、これはご存じの方もおられるかと思いますが、和歌山電鐵の貴志駅では、猫が駅長を務め、その愛くるしさと物珍しきで駅長ブームの火つけ役となり、観光と産業に貢献し、たくさんの客を招きました。相手が猫だけに、千客万来の招き猫になったということです。

このように、それほど予算をかけなくともアイデア次第で成功する事例は探せば出てくると思います。しかし、成功例をまねさえすれば、それで事足りるとは誰も思っておりません。町としましては、こういった成功例を参考にしつつ、地域の魅力を再認識して今後の観光事業に生かしていかなければならないと思いますが、来町者を増やすにはどうしたらよいか、どのようにお考えですか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 先ほど来から今年度力を入れているボランティアという部分なのですが、板倉のその観光地、先ほど言った雷電様にしましても、議員さんからご紹介いただいたその西丘神社の鏡についても、単純に見ただけだとなかなか理解しがたいということで、それぞれが持つその物の奥深さとか、ルーツとか、そういったものを広く検証することを伝えることで、そのそれぞれの個々の物が貴重なものだということを皆さんにお知らせして、お客さんを呼び込むということでいくと、やはりその伝えるという部分でのボランティアを当面は遊水地を基本にして遊水地の周辺施設としてそういったものをご紹介していくことで、お客さんに広くすることで当面その来町者のアップを図りたいということと、あとやはり板倉町単体ではなかなか難しい。お隣の明和町、先ほど町長からありましたように、千代田町とかも少ないよというような中で、ある程度広域的な連携を持って、一つ一つの町には数は少ないかもしれないですけども、それが集まることでエリアとしてそこにこれだけのものがあるよということをほかの自治体とも連携した中でご紹介することで、この板倉町を含めこのエリアに人に来てもらうようなことを心がけて、お客さんに来ていただけるような工夫を凝らしたいというようなことで努力していきたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） ただいま渡良瀬遊水地の案内ボランティアを育成中とありましたが、これは実際にはいつごろから活動できるのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 先行する栃木市におきましては、1年目の方が2年目に入りまして、もう実地訓練ということでやられているということで聞いております。板倉町分につきましては、今年12名の方が初級の講習を受講しておりまして、来年初級を全部クリアした方につきましては、来年から現場に出向き、実地を重ねて、3年目からは本格的に稼働していくということで、再来年にはもう独立した形の中で栃木市さんのそのボランティアと一緒に遊水地もしくは板倉町、栃木市の観光案内をしていかれるという内容になってございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） ただいまのお話、了解いたしました。

さて、それではあなたのアイデアを何か出してくださいと言われますと、やはりそう簡単には出てきませんが、過去評判のよかったものは何かと思い出しますと、今は実施されていませんが、コスモス畑がありました。花は理屈抜きで人を引き寄せる魅力を持っています。特に中高年の女性には言えると思います。うわさを聞きつけ、自家用車でたくさんの方が訪れたものです。休耕田などを利用して駐車場も完備し、再開できないもののでしょうか。春はチューリップ、夏はヒマワリ、秋はコスモスと年間を通してできれば、より集客になり、物産物の販売にもつながります。来ていただいた人にお金を落としてもらうことも大切です。

また、渡良瀬遊水地は上空から見ますとハートの形をしています。ハートの形も多くの人々に好かれています。ありきたりとか物まねと言われますが、ここに来た記念のあかしとしてハート形の絵馬や南京錠みたいなグッズを製作販売し、願い事などを書き入れたこれらをかけられるスペースを設置し、カップルや家族連れ、友人同士で来られた人に利用してもらえるよう、遊び心のあるスポットがあるのもおもしろいと思います。外国にあった例では、橋にかけられた多くの南京錠の重さに橋が傾いてしまったという話題もあります。

また、千葉県関宿に関宿城博物館がありますが、ここの近くに「三県の鶏鳴の地」というモニュメントが設置されています。それなら板倉町は四県の鶏鳴の地であると、こちらのほうが1県多いと思ったのですが、それがどうしたとなりますが、例えば四県の鶏鳴の地板倉と、町のどこかに設置されたモニュメントを見た観光客は、その意味をどのように解釈するでしょうか。一つの投げかけが板倉町に関心を持ってもらうきっかけになるかもしれません。皆さんでアイデアを出し合い、観光客を呼べる情報を板倉町から発信しようではありませんか。

次に、新庁舎についてお伺いします。現在の庁舎は、昭和33年に建てられて既に50年以上が経過しております。誰の目にも庁舎の機能を維持し、町民サービスを継続していくことは、もはや限界にあると思います。それゆえ、今の時代に合った、さらに将来を見通した新庁舎への早期への対応、必要性が求められ、平成24年5月に板倉町庁舎基本検討委員会を設置し、平成27年にプロポーザル参加業者による技術提案書のプレゼンテーションと審査委員による業者選定が行われるまでに進展しました。この審査結果、東京の設計業者、日

総建が最優秀者となり、同じく東京の松田平田設計が次点に決定いたしました。

この結果を受け、平成27年6月18日に板倉町は日総建と設計業務委託契約締結を取り交わしましたが、何と7月2日の日に上毛新聞に「日総建、東京地裁に民事再生法の適用を申請」と大きく掲載されているではありませんか。契約を交わしてから2週間しかたっていない。これには町長、「降って湧いたような話。契約の白紙撤回も含めて慎重に検討したい」とコメントしておりましたが、同じく日総建と設計業務委託しました呂楽町では、中央公民館の基本設計部分は既に完成しており、契約撤回するとなった場合でも日総建に既に支払った基本設計料は返還されない見通しとあります。

ここで1点目としてお伺いします。確認ですが、板倉町は日総建に対して契約金や違約金の支払いは一切ないですね。それと、次点の松田平田設計が繰り上げ設計業者になりましたが、これは単純に1位に指名した業者に事故等あった場合に、2位にその権利が移行するといった考えでよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） まず、1点目の関係でございますが、日総建との契約はしましたが、前払い金等一切の契約金は支払っておらないということでございます。

次に、2点目でございますけれども、先ほど議員がおっしゃるとおり、今回のプロポーザル方式を実施するに当たりまして、事前の実施要領というのを作成してございます。その中で最優秀者に事故があり、契約が不調になった場合には、次点者、要するに第2位ですね、を随意契約の見積書の徴取相手方として契約交渉を行うというような規定、ルールがございます。これに沿った形で松田平田設計と契約交渉し、契約に至ったというような状況でございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 確認いたしました。

次に、2点目ですが、地質調査業務についてお伺いします。当初地質業務調査は、過去のデータ、これは中央公民館建設当時のデータなどを使用することを想定とあり、地質調査費用を計上しておりませんでした。その後、2回目の見積もりにより特別経費としてボーリング調査費用240万円が計上されております。建築基準法が平成17年の姉歯建築事務所による構造計算偽造事件により建築基準法が改正され、より厳密に適用され、確認申請がおりるのに時間がかかっていると聞いております。それゆえ、新庁舎は災害時等から町の指令塔となる建物であることから、万全を期することは言うまでもありません。

そこで、地質調査業務が漏れた経緯につきましてお伺いいたします。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 地質調査業務、いわゆる具体的にはボーリング調査による地盤調査でございます。先ほど議員がおっしゃるとおり、当初ボーリング調査につきましては、中央公民館や町道1-12号線、いわゆる公園通り線でございますが、そのボーリングデータを使用するということを想定しておりました。しかしながら、その後の設計業者、これは日総建になりますけれども、日総建との調整の中で、やは

り庁舎配置の直下、要するに真下のデータが必要であるということが判明したわけでございまして、それをもとに日総建との話し合いの中でボーリング調査を加えたというような経緯でございます。

ただし、そういったことで確かにその今建築確認のご指摘もありましたけれども、私どもとしましては、当初そういう若干そのような過去のデータが使えるのではないかと、なるべく設計金額を低く抑えたいというような意図もありました。そのような理由から、過去のデータが使えるというような判断のもとに行ったわけですが、実際にはそれではちょっと古くて使えない、もしくは場所が若干違い過ぎるというようなご指摘がありましたので、今般のボーリング調査の追加というような経緯となっております。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） ただいまのお話で流れはわかりましたけれども、現在は個人の住宅を建てる場合でも、法令化はされていませんが、地質調査は半ば義務化され、調査結果によっては地盤改良を求められることもあるそうです。庁舎ほどの大きな建物になれば言うまでもありません。今後はより慎重にお願いいたします。

それと、地質調査業務費用捻出のため、庁舎の模型製作費用80万円がカットされてしまいましたが、町民の皆さんに絵や写真による説明より模型で全体像を立体的にイメージしてもらうのも一つの方法かなとは個人的には思いました。

次に、3点目ですが、耐震建物についてお伺いします。現時点ではまだ建物の設計図ができておらず、お答えにくいと思いますが、町の基本的な方向性、考え方をお教えいただければと思います。このたび松田平田設計の技術提案書を拝見させていただきますと、まさに板倉町の新庁舎建設構想に適合した立派な提案書であると思います。新庁舎が一日も早く完成し、誰もが利用しやすく、万一の災害時には防災拠点となり、機能性、効率性を重視した庁舎及び省資源・省エネルギー対策など、環境に配慮した庁舎としての利用が望まれるところです。

そこで、庁舎基本計画で防災拠点としての役割を果たす庁舎との説明としては、耐震建物、制震建物、免震建物の説明がされています。そこで防災拠点としての耐震建物の説明を見ますと、建物全体で地震の揺れを我慢する構造と記載され、柱やはり、壁といった建物を支える部分を耐力壁や補強金物などを使って頑丈につくり、地震など横揺れ方向の力を受けても建物が揺れても十分に耐えられるようにしたものとあります。

ほかの制震建物、免震建物に対しましては、地震の揺れを吸収する構造及び揺れを遮断する構造となっております。この2種類の構造は、地震の揺れを建物内の電子機器、通信機器、事務機器等に伝えない構造とされています。耐震建物は大地震にある程度の建物の損傷はやむを得ずということになると思いますが、確かにこの2種類の構造方法を採用すると、維持管理費用がある程度かかることは否めません。

そこで、松田平田設計の技術提案書によりますと、町の予算等を勘案してのことと思いますが、耐震構造を提案しているように思います。ここで伺いますが、町としましてはこの件に関しましてどのような考えをお持ちでしょうか。また、仮によりすぐれている免震構造を採用した場合には、どの程度のコストアップになるのでしょうか。おわかりになる範囲で結構ですので、お教えいただければと思います。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 耐震構造には、先ほど議員おっしゃるとおり、耐震工法、制震工法、免震工法がございます。今般の松田平田設計の提案書では、耐震工法というようなことが推奨されております。これは、松田平田設計がその提案書の中で鉄筋コンクリートづくり3階建てを想定した提案であります。これは決定したものではありません。この耐震の関係につきましては、今後の庁舎建設委員会等で協議決定していただくこととなります。

決定の時期ですけれども、当然次回以降の建設委員会において、その耐震の部分もしくは建物の構造そのものも決定し、効果、コスト、地震後の安全性等を比較検討していただくということになります。

それと、この耐震、制震、免震工法のコストの関係でございますが、これはなかなか難しいところ、松田平田設計にも聞いたのですけれども、なかなかこれは難しいということでもあります。ただし、今般プロポーザルの提案書の中で松田平田設計が記述してある内容に、こうございます。総工事コスト比ということで耐震構造を1.02とした場合、制震が1.04、免震が1.10というようなことございます。ただし、これはあくまでも想定したその鉄筋コンクリートづくり3階建てを想定した中でのことであり、今後の建築内容によっては若干違ってくるといったようなこととなります。

また、イニシャルコスト、要するに当初の費用と、ランニングコストもございますが、これらも今後庁舎建設検討委員会の中できちんと資料を提出し、検討をしていただく、決定していただくというようなことで考えてございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） もう時間がありませんので、次にあと一つだけ、町民の皆さんが関心があると思えますけれども、この新庁舎がいつ完成するかということになるかと思えます。基本計画の予定では、平成29年ぐらいとなっておりますが、今のところの現在の予定ではいつごろになる予定でしょうか。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 今後のスケジュールでございますけれども、現在の設計業務が来年の28年5月いっぱいとなってございます。その後に設計建築業者等の入札等行いまして、その後着工するわけですが、約1年半以上はかかるというようなことを想定しております。ちなみに明和町が1年8カ月、邑楽町が1年8カ月かかっております。それらを考慮しますと、29年度の後半になるというようなことを想定してございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。時間も参りましたので、まとめてください。

○3番（本間 清君） これから建設される庁舎が板倉町の人々に愛され、次の世代にも安心して利用でき、構造的にも防災上も機能的にも素晴らしい建物になりますようお願いしております。

これで私の質問は終了いたします。言葉足りないところがありまして、大変申しわけございませんでした。これで私の質問は終了いたします。ご丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

○議長（青木秀夫君） 以上で本間清君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前10時00分）

再 開 (午前10時15分)

○議長(青木秀夫君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、荒井英世君。

なお、質問の時間は60分です。

[6番(荒井英世君)登壇]

○6番(荒井英世君) 6番、荒井です。通告に従いまして質問いたしたいと思えます。

まず最初に、国民健康保険広域に向けた質問です。国民健康保険につきましては、高齢化の進展による医療費の増加、それから無職者層の増加などによりまして、国保財政は厳しさを増しています。板倉町におきましても26年度の決算を見ますと、保険税については5億2,740万円で、前年度対比3,232万円の減額です。一方、保険給付費につきましては12億8,400万円で、前年度対比5,179万円の増加となっております。また、法定外の一般会計からの繰入金、つまり赤字補填分ですけれども、これについては8,200万円となっております。

こうした中、国保財政の安定化と保険税の地域格差を解消して公平性を確保するため、平成30年4月から群馬県で国保の運営を一本化するということで、財政運営責任の主体を県に移管するということが今広域化に向けて事業が進められていると思えます。群馬県では、国の方針を受けまして、この国保財政の安定化、それから運営等の広域化を進めるために、群馬県国民健康保険広域化等支援方針を策定しております。これは、県が各市町村に対しまして広域化に向けた支援方針、そういったものを掲げたものですが、その内容についてまずお聞きいたしたいと思えます。例えば財政の改善であるとか、医療費の適正化であるとか、そういう具体的な支援方針があると思うのですが、それをお聞きいたします。

○議長(青木秀夫君) 落合健康介護課長。

[健康介護課長(落合均君)登壇]

○健康介護課長(落合均君) ご質問の群馬県広域化等支援方針の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、この広域化等支援方針につきましては、国民健康保険法第68条の2で「都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針を定めることができる」こと。具体的に次に掲げる事項についておおむね定めるということになっています。

まず、1号といたしまして、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進に関する基本的な事項。2号といたしまして、国民健康保険の現状及び将来の見通し。3号といたしまして、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進において都道府県が果たすべき役割等々でございます。

これまでこの法律に基づきまして群馬県におきましては、平成22年度から24年度までの第1期、そして25年度から27年度までの第2期が支援方針として策定されております。現在、28年度から29年度までの次期、第3期の広域化等支援方針の策定に向けて、県が市町村、国保連合会で構成されます連携会議と、それと下部組織で実際実務担当で構成されます作業部会等々を開催して、内容の検討しておる状況でございます。

先ほどご質問の中のこういった内容が規定されているのかという点につきましては、広域化に向けた県内で標準化する事業、それと被保険者や高齢受給者証等の一本化の推進とか、国保業務に関するガイドライン、マニュアルの作成とか、収納対策としての国保税の口座振替の原則化、そういったものとか、県の調整交付金の交付方法、収納率の目標、そういったものについて規定を盛り込んで定められております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 28年、29年の次の第3期分、そういった形で現在進められているということですが、特に県内の国保担当者、そういった人たちで作業部会等設けて、これからいろいろ検討していくのでしょうけれども、今回のその支援方針の中で特に大きな部分が、その県内の保険税の市町村格差の是正、統一性の問題も出てくるのですけれども、そういった標準的な保険税の算定方式、そういった部分が大きな課題だと思うのですよね。

そういった意味で、次の質問なのですけれども、賦課方式の考え方についてお聞きいたします。現在板倉町におきましては、所得割、資産割、被保険者均等割、それから世帯別の平等割の4方式でやっております。近年この中の資産割を廃止しまして、3方式で保険税を算出する自治体が出てきています。群馬県の先ほどの広域化と支援方針を見ましても3方式、3方式といいますと、所得割と均等割と平等割なのですけれども、資産割を除いて。それに移行するというのを、段階的に移行することを目指して、目指すことが適当であると、そういうふうに記載されています。いずれの県におきましても平準化するために標準的な保険税の算定方式が提示されると思いますけれども、それを参考に板倉町におきましても実情に合った、地域に合った算定方式を検討すると思います。

その現段階での賦課方式の考え方、特に今板倉町で行っています4方式の中の資産割の関係ですけれども、資産割につきましては、固定資産税との重複課税であるとか、所得がなくても資産割は課税されるため、低所得者層の負担となっているとか、あるいは利益の生まない資産に対しても課税されるとか、そういったもろもろの問題点が指摘されております。そういった意味で、今後広域化に向けてその資産税の廃止の是非、その辺についてお考えがありましたらお聞きいたします。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） ただいま課税方式ということで、一般的に国民健康保険税の課税方式についてご説明申し上げますと、所得割、資産割と被保険者の均等割、世帯別平等割を組み合わせで計算させていただきます4方式、それと所得割と均等割、世帯別平等割を組み合わせる3方式、それと所得割と被保険者の均等割を組み合わせる2方式、この大きく3つの方式がございます。

これまでの中では、全国的に、また県内で見ましても4方式、所得割、資産割、平等割、均等割、この4つの組み合わせで課税をさせていただいている方式が半数以上という状況でございます。そういった中で、先ほど議員さんのお話の中でもございましたが、資産割については必ずしも税を負担する能力と直結している部分もないとか、都市部と町村部では資産価値に違いがあるとか、そういった指摘もございまして、先ほどお話ありましたが、所得割、均等割、平等割の3方式に移行されているという部分が出てきております。

先ほどの広域化支援方針の中でも、やはり3方式の移行を目指すということにはなっておりますが、なか

なか現実的には進んでいないという部分が実情でございます。と申し上げますのは、やはり資産割を廃止する場合、その部分を別の部分の税金を確保しなければなりませんので、ちなみに板倉町の場合で、平成27年度の国保税の当初調定で申し上げますと、国保税の総額が5億620万円でございます。このうち資産割の額が8,733万円ということで、約17%の割合が資産割の税額部分となっております。

ということで、この部分を廃止して所得割、均等割、平等割の3方式に移行するという場合は、町の現在国民健康保険の基金積み立ても640万円余りしかございませんで、先ほどお話もありましたが、毎年一般会計から赤字補填をいただいている状況でございますので、資産割を廃止した部分も含めた国民健康保険税全体の見直しが必要になってくるというふうには考えております。

先ほどの広域化の支援方針でございますが、次期の28、29の広域化の支援方針の策定と並行いたしまして、平成30年の広域化以降は、今度は県で国保の運営方針というものを定めるようになります。その中で各市町村の標準税率とかそういったものを盛り込むような形になりまして、この国保の運営方針の検討も並行して今後進められるわけでございますが、その中でスケジュールから申し上げますと、市町村からの納付金、県への納付金、それから標準的な税率について、28年度に試算を行い、29年度半ばに市町村に公表、平成30年3月に税率の改正をお願いいたしまして、平成30年4月、平成30年度から一本化と、広域化というような、一応スケジュール的にはそのようなスケジュールとなっております。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） ちょっと速かったのですがけれども、資産割を仮に廃止した場合に、27年度の調定の中で例えば8,700万円、要するに減額になるということですよ。それをその減額になった部分を要するにほかの例えば所得割、均等割、平等割、それに求めざるを得ないという状況ですよ。その話の流れの中で、その税率の関係ですがけれども、平成30年の広域化の段階で標準税率を盛り込むということですか。そうしますと、例えば28年度の段階で試算して、30年で県のほうから標準税率、それが出てくるわけですよ。そうしますと、その段階で例えばその資産割の関係なのですがけれども、板倉町におきましては、その段階までは、いずれにしても平成30年まではその現行の税率ですか、それは基本的に動かさないということになるのですか。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） そちら辺が非常に難しい部分でございますが、後々のご質問にもございますが、近隣市町の動向という中で館林、邑楽を確認した中でも、やはり全体的な制度自体についてもどういった形で今後広域化に向けて変わっていくのかという部分も、まだ正直我々市町村に対しましては説明も受けていない部分がございますので、なかなかその中で資産割も含めた税のほうの全体的な見直しについて、どういう形で見直しができるのかという部分をなかなかちょっと判断できないというような部分があるのが正直でございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） ちょっと確認なのですがけれども、平成30年に県のほうから標準税率が出ますよね。そうしますと、28年の段階で一応ある程度の試算するわけですよ。さっき試算と言いましたよね。そうし

ますと、その県の支援方針の中で3方式でやるのが適当であるという部分が出てきていますよね。そうしますと、板倉町としてもその試算の段階で、一応資産割、それを除いた部分で一応試算して、それともう一方は現行の中での税率で試算していくという、その2つの2面ですか。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 確かにスケジュール的には、ざっくりとしたスケジュールでございますが、先ほど申し上げたとおり、28年度の半ばから29年度の前半にかけて標準税率についても試算を行いますということでございますので、これとあわせまして廃止した場合にどういった形、資産割を廃止した場合にどういった税率方法にするのが適正かというものを町としても判断を検討させていただくようになるということでございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 私は、仮にその賦課方式を変更する場合ですけれども、これは時期的な問題があると思いますけれども、例えばこれ今のようにまだ固まっていますから何とも言えませんけれども、平成30年4月から群馬県において一本化されますよね。そのときに、当然変更した方式で課税すると思うのですけれども、税率が全く動かないということないと思うのですよね。そうしますと、ある程度の激変緩和という部分が出るのですけれども、例えば資産割の部分を現行40%ですよ、固定資産税額の。それを例えば28年度には30にするとか、29年度には10、30年4月からはゼロとか、3方式に従えばですよ。ゼロ%にするという、そういう段階的措置、そういったものもある程度視野に入れておく必要があるのではないかという感じがするのですけれども、かなり算式、かなり毎年ありますからちょっといろんな面倒な点がありますけれども、国民健康保険税の本来の、本来は毎年税率も変えていくというのが本来の姿なのでしょうけれども、それ難しいので、そういった形になるのでしょうかけれども、そういったところはどのようなふうにお考えですか。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 先ほど荒井議員さんから段階的な見直しというお話ございました。過去に板倉町でも、平成21年度ですか、段階的に見直そうということで検討されたような経緯があるようでございます。たまたま私も今回の一般質問いただいた中で、書類のほう確認しましたら、当時荒井議員さんも担当の課長さんということで、段階的にという提案されたりとか、検討されたという経緯があったのだなというふうにご確認させていただきました。

激変緩和という部分では、確かにこの段階的な移行というのも有効な方法の一つということでは考えておりますが、ただ先ほど来申し上げましたが、では広域後にどれぐらい町から県に負担金として納めるようになるのか、そこら辺も何とも今のところだと示されておりませんので、そこら辺が非常に難しいなというところがございますが、今後はさらに情報等集めながら検討はしてまいりたいと思います。

また、今日入った情報なのですが、明和町については、28年度から資産割を廃止するというような話が参りましたので、どういった方向で明和町については廃止するのかという部分も含めまして、1度明和町さんについては資産割の引き下げ既に行っているのですが、その後また今度廃止ということですので、そこら辺についてもまた調査は進めたいと思います。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 今の明和町の資産割の廃止28年度から、それは後で近隣の市町村の動向のところでもたまたま一回聞きますけれども、その県と市町村の保険税の設定の関係ですけれども、今まで例えば税の関係ですけれども、板倉町で保険者としてどのくらいの負担金を納めるかという部分が出てきていますけれども、保険税につきましては、医療サービスの水準が地域によっても格差があるということで、保険者についても各自治体によって格差があります。今後県で一本化されるということで、平準化と公平性の観点から保険税の統一化、それが将来的にはなされると思いますけれども、今までの話の中ですぐにはできないと思っています。平成30年度からの保険税の設定ですが、このやり方、方法ですけれども、先ほどの負担金として納めるといふ形になりますと、例えば群馬県全体の医療費、給付費等の見込みを立てて、群馬県で。それをもとに各市町村に対しまして、これ医療費水準を考慮しますけれども、必要額、つまりもう納める額をそれぞれの市町村に提示して、町ではその提示された必要額を賄うための保険税の税率、それを設定して被保険者に賦課徴収した上で県に納めるといふ手法、そういった形をとるのだと思うのですけれども、先ほどの話の流れで。

もう一方で、例えばこれ県のほうで決まっているのかどうかわかりませんが、全ての市町村に賦課基準を統一して、これは本当に統一なのですから、その統一したのを賦課基準、それを各市町村が徴収してその額を県に連合体に納付するという形、直接ですよ。その今の段階では、さっき言った分賦金方式と、もう一つほかの連合体でやっているところありますけれども、直接賦課方式、2つあると思うのですが、話の流れの中では、今後は群馬県としては分賦金方式、それぞれの例えば板倉町に5億円必要ですよとなった場合に、その5億円を要するに納付してくださいという、そういう分賦金方式、そういった形をとるという方向で来ているのですか。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 今荒井議員さんおっしゃったとおり、分賦金方式ということで、町に対してこれだけの金額を納めてくださいということで、その金額に対しまして市町村におきましては県が示した標準税率を参考に市町村ごとに国保税もしくは保険料になるかもしれませんが、設定して徴収をさせていただいて、県に納付するという形になります。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 分賦金方式でいくと、当然県内全部平準化された保険税率、それはちょっとできないですよ、基本的に。そうしますと、やはりいずれ県のほうでもその統一化という部分で、平準化という部分で、どこかの時点でやるかなという感じはするのですけれども、例えばもしそれが現時点では無理だったら、これからいろんな群馬県の中で保険税担当の課長の会議とかあると思うのですが、一つの方法として、これ2次医療圏がありますよね、太田館林医療圏が。やはりある程度医療水準が似通ったところで統一性を持つという方法もあると思うのですけれども、そういう太田館林医療圏、邑楽郡も入っていますけれども、県内10カ所ありますよね。そういう形でやっていくという方法もあると思うのですが、どうでしょうか。考え方で結構です。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） ただいま荒井議員さんからお話あったとおり、後期高齢者医療については、もう県内一律でございますので、そういった形であれば非常に市町村としても悩みどころではないのですが、そういう形でもございませんので、かといってまた介護保険みたいにそれぞれの市町村で計画を立ててやってくださいという形でもございませんので、ちょうど中間的なやり方の部分というところで、非常に悩むところでございます。

先ほどお話ありました2次医療圏、太田館林、そういった単位である程度合わせてというか、そういう方向も必要かなというふうには個人的には考えております。たまたま館林の部長、国保の担当部長ともお会いした中で、そういったある程度近隣で合わせるようなことも必要かなというふうには話はさせていただいた経緯がございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） その辺はやはり近隣市町とある程度同じような税率で、所得が同じ人はやはり同じ税率払うというのが一番理想ですので、あとその次の質問ですけれども、先ほど明和さんで28年度、資産割を廃止するということなのですけれども、ほかの市町はどうなのでしょう。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 明和さんはそういった形で、通告いただいて近隣を確認した段階では、そういったお話は伺っていなかったのですが、今朝開会前に明和の担当からそういったことで情報をいただいたということで、急遽おつながりするわけでございます。

ほかの館林、大泉、千代田、邑楽につきましては、現時点では見直しの方向はないという。ただし、やはり先ほど来お話出ていますが、30年度からの広域の時点では3方式、資産割をなくした3方式を目標としたという、現時点ではそういった考え方でございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 今お聞きしますと、明和町さんは28年度から資産割の廃止ということで、それからほかの市町についても平成30年4月からは、県の支援方針ではないですけれども、3方式でやっていくという意向で進めているというところでしょうか。わかりました。

次の2番目の質問に入ります。教育委員会制度の変革について質問いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が今年の4月1日に施行されました。これは、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、それから総合教育会議の設置、教育に関する大綱を町長が、首長ですね、が策定するなど、教育委員会制度が大きく変わりました。この中で、まず総合教育会議についてお聞きしたいと思っておりますけれども、総合教育会議、これはご存じのように、大津市でいじめを受けた中学生が自殺した問題で、教育委員会の究明が不十分だったことを受けて導入されたと思っております。

現在でも板倉町におきましては、町長と教育委員会とは連携調整を取り合いながら、教育行政を進めていると思っておりますけれども、町長が教育委員会に対して意見が言えるということが、制度的に位置づけされたも

のだと思っております。そこで質問なのですけれども、総合教育会議の目的と位置づけ、それから運営等の具体的内容についてお聞きしたいと思いますが、まず目的について伺います。

地域の民意を代表する地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化、迅速な危機管理体制の構築などあると思いますけれども、一口に言ってより一層民意を反映した教育行政、そういったものを推進するという意図だと思うのですが、まずその目的についてお考えを、お考えというか、目的についてお聞きいたします。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） それでは、総合教育会議の関係につきましてですが、今回は議員ご承知のとおり、地方教育行政の法律が変わりまして、大きく4つのポイントが変わりました。その中の一つとして、今回の会議が上っているわけなのですが、この総合教育会議の庶務につきましては、首長の関係になるということで、板倉町におきましては総務課で庶務を担当しております。

なお、具体的な大綱であるとか、教育の内容につきましては、これは引き続き教育委員会へお願いするという形で、板倉町は形式をとりました。その関係で、まずその総合教育会議の目的等の概略的なことにつきましては、私、根岸から答弁させていただくということになります。

総合教育会議を設置した目的というのは、先ほど議員がもう既に述べたとおりでありまして、住民の意見を代表する首長が、これまでは予算であるとか、条例関係は権限を持っておりましてけれども、実際に教育関係行政につきましては、直接的な影響力はほとんどありませんでした。これに対して大津の事件とか、教育の現場が緊急な課題が出た場合にどう対処するのかということで、今回の会議等が設置されたという大きな目的があるかと思えます。

特に今回の総合教育会議につきましては、招集自体が板倉町でいえば町長になります。構成員は、教育長を含めました教育委員の方と町長ということで構成されております。その中で協議といたしましては、大きくいきますと、教育行政の大綱、それと2つ目として、教育条件の整備など、3つ目が子供たちの生命や安全に関する事ということで協議をすることとなっておりますので、ちょっと長くなりましたが、目的としましては民意の反映ということが一番大きいところかなとは思います。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） わかりました。民意を反映することなのでしょうけれども、それから位置づけの関係なのですが、その教育会議ですけれども、首長と教育委員会の対等な執行機関同士の協議と調整の場ということですよ。どうでしょうか。その調整ということですから、あくまで話し合いの場で、決定する機関ではないということですよ。それちょっと。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 議員のご指摘のとおりであります。首長側、教育委員側それぞれ執行権限を持っておりますけれども、それはあくまでもその責任は持ちますけれども、協議機関であって決定機関ではありません。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 次に、総合教育会議の進捗状況についてお聞きしますが、文部科学省が全国

の自治体を対象に7月に実施した調査によりますと、6月1日時点で総合教育会議を開いているのは、全国で1,785自治体あるのですが、そのうちの730自治体ということです。40.9%ということです。6月から7月中に開催予定ということで665自治体で、37.3%、開催未定が390自治体ありまして、21.8%、そういうふうにあります。その会議を既に開催した730自治体の内容としましては、会議のテーマですけれども、大綱づくり、それが一番多くて675自治体、ほかに学力向上策、学校施設の整備、いじめ防止対策、学校の統廃合、そういったテーマを協議したということです。

そこで質問なのですが、板倉町におきまして総合教育会議を既に実施したのか、しているとすれば何を協議したのか、テーマですね。もししていないとすれば、いつごろ開催する予定なのか、お聞きいたします。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 板倉町におきましては、既に最初の会議を行いました。行ったのは、8月25日でした。このときは、第1回目ということがありますので、3つのテーマを挙げさせていただきました。1つは総合教育会議の設置要綱の制定についてということで、要綱案について協議いたしました。2つ目は、一番大きな問題であります板倉町教育大綱についてです。3つ目といたしまして、今板倉の課題となっております小学校の適正規模・適正配置の基本計画についてという、この3点について協議を行いました。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） わかりました。まず、その設置要綱案と、それから大綱と小学校の統廃合の関係ですよね、基本計画。

まず、1つ目の質問ですけれども、その中で大綱、これはつくらなくてはいけないということですよ。その大綱なのですが、大綱の策定についてですけれども、大綱、教育の目標とか、それから基本的方針、そういったものを定めるものだと思うのですが、既に教育委員会で毎年でしたっけ、教育行政方針つくっていますよね。それとの関連性というか、関係ですけれども、その辺はどう対処するのかやるのか、お聞かせください。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、教育大綱、それから毎年教育委員会で策定しております教育行政方針、そのかわりということよろしいでしょうか。

大綱につきましては、教育の目標、それから施策の根本的な方針ということで、先ほども説明がありました総合教育会議において策定するということになってございます。そして、教育行政方針につきましては、こちらは教育委員会が策定しているものでございまして、この教育行政方針、当然教育行政の理念を示しております、この教育の理念につきましては不易のもので不変のものであるということから、まずはこの教育行政方針をもとに、基本に大綱を定めた、策定をしたということが現状でございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） やはり毎年教育委員会で策定する教育行政方針、それに基本方針、それから目標と

かいろいろありますので、それを踏まえて策定したというのは、それでいいと思います。

次の質問なのですけれども、これは町長にお聞きいたしますけれども、教育行政の政治的中立性、それから継続性と安定性の確保の観点という部分から、政治家である町長がこれから教育にどうかかわるのか、姿勢が問われると思いますけれども、総合教育会議の場におきまして町長は意見を堂々と言えるわけです。町長からすれば、選挙で見た民意を会議を通して反映することができるわけです。つまり教育の細部まで町長がかかわるのか、あるいは予算編成等町長の権限がありますよね。そういった部分に関するもののみ提案するのか。総合教育会議を通してどのように教育に関与していくのか、その辺のスタンスをお聞きしたいと思います。例えばよく大阪の橋下市長ではないのですけれども、首長が教育行政の大方針を決めるべきであるなんて、前言っていましたよね。そういった部分で、町長のスタンスをお聞きいたします。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今回の教育行政改革については、私は一言で言うと、私が就任してからも変わらないというような考え方を一口で言うと述べております。述べてまいりました。それはなぜかという、今までにおいても教育委員さんの中で教育長は互選という形ではありますが、長い慣例によって、町長がこの方が適任者であるというようなものを認め、推薦をした者を教育委員として推薦するのですが、互選という形の中を通して、町長の意向を酌んで教育長にさせていただき、町長の納得の上で教育行政の責任者たる立場で頑張っていたらということ、現状と変わらないのだろうというふうに思っております。

そういうことですから、正式ではありませんが、しかも制度は今までもなかったわけでありまして、町長というよりも栗原実という個人、あるいは現在でいえば鈴木教育長という個人で教育のあるべき姿、私はこう思う、ああ思うというようなものは、一応遠慮なくというか、意見も述べ合ってきている中で、大きく違うものについては教育長の考え方を専門家であるから尊重するというでまいっておりますので、そういう意味で制度がなかったことから、制度が今度はできたわけでありまして、町長が強く介入をするというような制度にはなったわけでありまして、そんなには変わらないだろうという今の私の段階では、そういう感じがいたしております。

加えて、橋下市長ぐらいに強力にやるのかということでもあります。私自身は、教育は自分の専門的分野ではないという、どちらかというとしつけ、道徳あるいはそういうものを通して、学校教育やあるいは総合的な教育にどういう影響を与えるかというような部分であれば自分の考えも述べますが、細かいノウハウまで私は指摘をするつもりもありませんので、そういう意味では信頼をし、教育長を中心としたいいわゆる教育委員会、教育委員5人のチームの合議で進めていただくことに信頼をし、任せているというのが現状だろうと思っております。今後もそういう意味で中立性や安定性も含めた意味で、どうしても予算の関係もありますから、では全て学校側の言うとおりにしたら全部東大に入れるのかと。だってあれが欲しい、これが欲しいといったって、お金はないし、お金がなくなると、昔は貧しい、貧乏こそ貧しきこそ最大の教師であるなんて教訓もあるのだから、もちろんできるだけの整備はするけれども、やむを得ないこの範囲内でやってくれとかという、そういう面での予算的介入も今までそれはしてきたことですから、そういうことも含め中立性、安定性も保っていけるのだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） わかりました。どうもありがとうございました。

今後の教育行政ですけれども、町長部局で教育委員会が連携をとりながら地方公共団体として、1つの団体として教育行政をやっていくのが必要かなと思っていますので、よろしく願いいたします。

次の3番目の質問に入ります。開かれた学校づくりについてお聞きしたいと思います。学校も家庭も地域の中にあります。子供たちも地域社会の一員として人間関係を結び、課題を解決していく力を身につけ、いずれ地域を支える人材へと成長していきます。よくまちづくりは人づくりといいますが、人づくりはそういうふうにと考えると、地域づくりと同じものだと思います。そこで、地域に開かれた信頼される学校づくりということで、学校が保護者や地域の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域や学校の取り組みをもとにともに責任を果たしながら協力し合って学校と連携をとっていくことが、今後ますます必要になってくると思っていますけれども、最初の質問です。

その開かれた学校づくりということで、今板倉町では学校評議員制度、それから学校施設の開放、学校支援センター、ボランティアですね、そういったものがありますけれども、まずその学校評議員の現状。例えば構成、役割、会議の開催数ですか、そういった現状についてまずお聞きいたします。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 開かれた学校づくりにつきましてどのような政策をとということだと思っておりますが、まず学校評議員の制度ということによろしいでしょうか。

学校評議員の関係は、学校が家庭と地域、そして連携をしながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、校長の求めに応じて意見を述べるができるというのが学校評議員制度ということになっております。どんな方が入っているかといいますと、地域の代表の方、主に区長さんになろうかと思っております。それから、社会教育代表、福祉関係の代表の方、そして保護者の代表の4人、それから公募による方が1人ということで、合わせて5名の方が評議員となっております。これは、校長が推薦をして、教育委員会が委嘱しているという形になってございます。

そして、この学校評議員委員会でございますが、各学校におきまして年三、四回を開催しております。また、その会議以外にも授業参観、それから学校の各種行事に参加いただきまして、意見、それから学校の評価をいただいているところございます。

学校評議員制度に関しましては以上になります。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 大体学校評議員の構成の関係はわかりました。

それから、次の質問ですけれども、学校評議員制度のあり方といたしましては、保護者や地域住民の意見や要望を取り入れて、それを学校運営の参画機能、それを充実させることだと思いますけれども、先ほどの説明がありましたけれども、評議員会議、これは校長が必要に応じて招集するわけですね。そうしますと、その際に学校が評議員に意見を求めるわけですね。その求めた事項ですけれども、どんなことで意見を求めたのか、もしその辺を把握してましたらお聞かせください。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 学校評議委員会の招集についてですが、校長が招集ということになりますけれども、その都度定期的にといったところがほとんどかと思いますが、いろんな日ごろの子供たちの行動、それからそれらをいろいろ評価していただきたいということでお集まりをいただきます。そして、その委員の会議の中でいろいろお話が委員さんのほうからも出ます。また、学校のほうからもこういうふうにしたいたか、いろいろ提案がありますけれども、その中で具体的にお話ししますと、東日本の大震災のときには避難訓練についての改善の提案がございました。もしそういう本当に大震災、大きな地震があった場合に、その保護者への引き渡しについて、避難訓練はしておりますけれども、その引き渡し訓練までは行っていなかったということで、保護者への引き渡しの訓練も具体的に行ったほうがいいのではないかという提案をいただき、当初は北小だけ行っておりましたが、今では全小学校で実施しているということがございます。

それから、児童会、それからPTAを巻き込んだノーゲームデー、それからノーテレビデーなど、ゲームをやらない日、テレビを見ない日ということ、そういう日をつくってみてはどうかという評議員さんからの提案もございました。これにつきましては、もちろん先ほど申し上げました児童会やPTAを巻き込んでということになります。ご家庭の協力もいただかなくてはなりません。そういったことから、今年度実施を予定しているところでございます。こちらは東小で行う予定でございます。

それから、委員さんが見て登下校の様子をごらんになって、もっと安全を徹底したほうがいいのかというご指摘がございました。ということで、全校におきまして飛び出しや二列歩行などについての指導を全校集会等で呼びかけているところでございます。

学校評議員の委員会でいろいろ具体的に提案をして、それを実際学校運営に反映していくという取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） ただいまその評議員制度を通して学校改善につながったという成果の部分、その辺も説明していただきましたので、わかりました。

それから次に、学校施設の開放についての質問なのですけれども、板倉町には小中学校の施設の一般開放に関する条例があります。これ見ますと、校庭、校舎、校内施設、教育機器をその施設というのですけれども、その開放に関する管理責任につきましては、当然ながら教育委員会にあります。その開放の種類としまして、スポーツ活動と社会活動、その2種類がうたわれております。身近な生活圏内にある学校施設を利用して、地域で生涯学習やスポーツ活動、そういったことをすることは、新たなコミュニティーづくり、そういったものに寄与すると思っておりますので、現在その学校施設の開放の部分ですけれども、どのように利用されているのか、現状をお聞きいたします。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 学校施設の開放の現状につきましてでございますが、主に体育館の利用が多いかなというふうに思います。夜間での利用が多うございます。それから、地域の老人会の方など

グラウンドゴルフやいろいろなことで校庭を利用するということがあります。それから、また9月ということで、各学校で運動会があるわけですが、この運動会などでも学校によっては地区連合の運動会ということで、地域の方に活用していただいているということで、体育館、校庭を初め多くの地域の皆さんに活用されていることと考えております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） どうしてもスポーツ活動という部分が多い感じなのですが、もう一方の社会活動、例えば空き教室を利用した地域住民が空き教室を使って何かやるとか、そういった活動というのは今まで利用したというのではないのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 校舎の空き教室を利用したということですが、学校支援センター、ボランティアのほうにつながるかもしれませんが、読み聞かせですとか、それから各公民館で行っております生き生き学級、お年寄りの方たちが昔の遊びと一緒に児童と行ったりということで、空き教室というか、活動教室なのですけれども、そちらの教室を使って学校を使って子供たちと一緒に触れ合ったりしているという事例がございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 時間が追ってきましたので、先へ進みます。

今出ました学校支援センター、つまり学校ボランティアの関係ですけれども、これにつきましては、以前にもご質問したのですが、その際に検討と答弁があったものについて、改めて再質問いたします。

まず確認ですけれども、そのとき学校ボランティアの総数、これ小学校4校で275名、中学校で160名、合計で435名という答弁を受けたのですけれども、現在でもこの数字に余り変動はないのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、ボランティアの方の数ということでございますが、大きくは変わっていないというふうに捉えております。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） この学校ボランティアのデータ管理、それは各学校ごとに管理されているということで、以前の答弁ではまだ一元化されていないということでした。学校側としましてはこのボランティアの方に協力してもらうには、町内全体でどんなボランティアの方がいるのか知りたいという要望があるということで、そのデータの一元化、どこかに、そういったものを進めるということだったので、それが各地域の公民館とか出てきたのですが、現在そういった一元化の部分、それをどんなに進めているのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ボランティアの方たちのデータ管理の一元化ということでございま

すが、現状学校間だけの、一元化にはなっておりませんが、情報交換を行っているところでございます。公民館なども含めてといった形になろうかと思っておりますけれども、なかなか進んでいないのが現状です。強いリーダーシップを持って取り組めばできるものと思っておりますので、今後検討を考えていきたいと思っております。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） それはぜひとも進めていただきたいと思っています。

次に、オープンスクールについて質問いたします。これ簡単に言えば、学校公開、それから授業公開の場を設定しまして、保護者、一般町民に学校の現状を理解していただきまして、交流を図るものだと思っておりますけれども、26年度の実績とその内容についてお聞きいたしたいと思っておりますが、ただ昨日ですか、26年度の教育委員会点検評価報告書、それが出されました。それ見ますと、オープンスクール、小中で各1回、11月だったかな、何か実施していますよね。その中で一つの課題としまして、一般町民の参加が少ないということで、その今後その辺の人数ですか、それを増やしたい、増やす方法が必要ではないかとあったのですが、その辺はどうでしょうか。現状とその辺をいろいろ考えて。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） オープンスクールに関してでございますが、議員おっしゃるとおり、なかなか一般の方の参加がないということが現状でございます。保護者の方、家族の方、お子さんの家族の方等が熱心に来校されるのですけれども、なかなか一般の方に参加していただけないというのが実情でございます。これにつきまして何らかの工夫ということで、オープンスクールの教室、授業参観の後、いろんな催しを行って、各学校特色をつけようということで、一般の方にもぜひ来ていただくということで知恵を絞っておりますが、なかなか実績にあらわれないというのが現状でございます。いずれにしても、そういういろんな工夫をしていくということが今後必要になってくるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） やはりいろんな意味で学校の情報の提供、こんなこと子供たちやっていますよという部分で情報提供ではないですけども、必要だと思うのですが、ただ、ただというか、今現在教育委員会ニュースということで「かけはし」、B5判でしたっけ、A4出していますよね。できればその辺を「かけはし」せっかく出していますので、もうちょっといろんな意味で、例えば学校評議員の関係とか、その内容の部分とか、そういった部分をもっと掲載して行って、もうちょっと充実、予算若干かかりますけれども、もっと充実してもいいのではないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまの議員さんのご指摘ですが、いろんな学校の情報をもっと多く一般の方へ広げていく、それで現状でも地域ごとに毎戸に配布をしております学校日より、それから全町向けの「かけはし」ということで、町教委ニュースを皆さんにお配りしているところですが、それを充実するといったことに尽きるのかなというふうに思いますけれども、今後はもっと違う手段も検討して考え

て、これだけではなく、もっと多くの人の目に触れられるような、まだ具体的にはわかりませんが、そういう仕組みも考えていければというふうに思っています。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） せっかくの議論に水差すような考え方を述べてはいかがとは思いますが、オープンスクールとは学校が閉鎖的であるというようなことで、いつでも、要するに遮断をしておいてはならないと、見たい人は見て、それが親であろうが一般の町民であろうかという本質があるはずでありまして、参加者が少ないから一般の人をどんどん入れるような施策というようなものには、私はちょっと疑問を感じます。

例えば今私もこの間もその話をしたのですが、昔は50人の学級でやって、先生1人でぶん回していたのですけれども、子供は昔も今も先生が1人であれば、先生のほうをしっかりと向く子は向くのだと思うのです。今は20人程度の学級で、教育委員会はあり、教育委員会は昔からあるけれども、評議委員会も5人、みんなそれぞれ立場が違うから勝手なことをきっと考えたこと、勝手なことという用語弊あるけれども、異口同音に違う考えたことを言い、学校がしっかりと筋を通すというような意味において、非常に私はむしろ一般の方が余りに関与し過ぎることによって、学校の先生の考え方すら通らないような、指導者が多過ぎるとそういうことはあります。例えば議会が12人いまして、議会の声、12人が一致して議会の声。6人以上が議会の声、いろいろ捉え方がありますが、そういう意味では余りオープンということに関して、要するに一般の人が、それは親やおばあちゃんや肉親が来ていけば、それで私は十分だと思っています。また、関心のある人は来るのですから。それに対してさらに人数を増やすような、学校側がいわゆる町民の一人一人のほうに全て向くわけには多分いかないと思いますので、ちょっと表現が難しいのですが、オープンスクールのあり方等について、先ほど事務局長は、ニーズがあれば全てそれに答えていくというようなニュアンスの発言をしましたが、また後でそれは議論したいと思っております。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） ちょっともう時間が過ぎましたが、ただ基本的にオープンにするということは、やはり安全と関心を逆に考えた場合に、これいろんな地域との連携の中で、それはやっていくのが必要だと思いますので、そのいろんな町民の意見か要望、確かに出ると思います。ただ、それを取捨選択して、子供たちにとって何がいいのかという部分でいろいろ議論していくのが必要かと思っていますので。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君、簡潔にお願いします。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今の学校の先生が一番何に手間を食うかということ、国の方針や県の方針や学校の本質的な方針でない方向に一番手間がかかって大変だということを考えるときに、もう少し専念させるようなむしろ環境をつくってやったほうがいいのかかななどということを考えるときに、先ほど言った疑問も湧くところがあります。

○6番（荒井英世君） その辺もまたいろいろ議論したいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青木秀夫君） 以上で荒井英世君の一般質問を終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時20分)

再 開 (午前11時30分)

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、小林武雄君。

なお、質問の時間は60分です。

[1番（小林武雄君）登壇]

○1番（小林武雄君） お世話になります。議席番号1番、小林です。よろしく願いいたします。通告に従いまして質問させていただきます。

今回最初ですので、私の身近な問題から取り上げさせてもらいました。最初に、八間樋橋整備事業について質問させていただきます。ここの八間樋橋は、谷田川にかかりますが、栗原町長就任のときの公約の一つに挙がっております。南地区と海老瀬地区及び東洋大学駅前の利用者にとっては、待ちに待った橋でございます。この八間樋橋は、日常的に利用する車両同士が橋の上ですれ違いができないため、お互いの車両が確認できないため、意外といさかいが起きております。これは幅員が狭いためでありますので、これが橋を架け替えることによりまして解消されますと、利便性がよくなり、利用が増えることとともに、町の活性化にもつながると思います。

そこで、平成23年度にスタートいたしましたこの事業は、夏季は河川の中の工事が進まず、夏場中止の工事になるため、工事期間がかなりかかっております。現在橋脚は完成していますが、橋桁はまだ乗っておりません。いつごろ橋桁が乗り、またこれらを含めた今年度の進捗及び完成はいつごろか、お尋ねしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） ただいまのご質問でございますけれども、八間樋橋、初めに全体の概要でございますけれども、この八間樋橋整備事業につきましては、八間樋橋の架け替えを含みます、北は大字海老瀬地内の上新田地先から、南については大字下五箇の上五箇地先まで延長にしまして約1,750メートル、幅員が10メートルで2車線、そして東側へ2.5メートルの歩道を設置するというような計画で、群馬県と板倉町と協調して行っている事業でございます。

谷田川を渡る八間樋橋の架け替えと、橋への前後の取りつけ道路につきましては、今現在群馬県が工事を行っておりまして、谷田川の橋を南におりたところから県道麦倉一川俣停車場線までの約1,350メートルの間を町のほうで工事をやっているところでございます。

先ほどお話ございましたけれども、町におきましては、平成23年度に国庫補助事業として国の採択を受けまして、工事に着手いたしております。今年で5年目ということでございますが、28年度には工事が完了できるよう進めているところでございます。

県の橋のほうの関係になるかと思えますけれども、県のほうの進捗状況におきましては、今年度27年度につきましては、橋桁の設置と今現在工事やっていますけれども、海老瀬側と下五箇側から橋へ上る部分の道路整備をしております、県におきまして平成28年度に完了できるようにということで進めてまいります。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、平成28年度の完成に向けて進んでいるということになると思うのですが、平成28年度ですが、予算計上と、それにつきましてはもう既に県のほうでは計上済みなのか、それともこれから計上というか、要望して計上するのか。28年度中なのですが、前半なのか後半なのか、それもちょっとあわせてお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） これ県のほうの関係になりますけれども、今現在伺っておりますのが総事業、橋と取り付け道路、総事業でございますけれども、6億8,000万円ということで伺ってしまして、23年から県のほうも実施いたしまして、26年度までで5億4,000万円を投下しております。27年度におきましては1億4,000万円ということで伺ってしまして、これで全体の事業費はもう確保されているというようなこととなります。ですので、工事については27年度、それと28年度ということで、これは繰り越しという考え方になるのだと思えますけれども、そういった形で県のほうは考えているようでございます。

ただ、先ほどお話がありましたように、河川内の工事でございますので、恐らく28年度におきましても冬場にはなってしまうのかなというふうには考えられます。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、予算取りにつきましては、とりあえずある程度もう確保できたということですので、あとは工事期間、あとは時期等を含めて完成を見るということになると思います。よろしくをお願いいたします。

あとは、この工事期間まだ、今が秋ですので、来年の秋ぐらいまでかかると思えますので、約1年ぐらいになると思うのですが、ここの道路は通常今でも利用されておりますので、特に車両等の往来または中学生等が通学路に使っておりますので、その辺の道路への通行に関しまして最善の注意を払って工事をするように、工事の関係者に対しましては指導、教育をしていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に入ります。この八間樋橋の関係は、これにしまして、次に進みまして、八間樋橋につながります町道1-9号線、要は八間樋橋から麦倉一川俣線につながる道、これにつきましては、町単独の工事になりますので、この辺のところの今後の進捗状況、完成目標がいつごろになるか、お尋ねいたします。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 町が実施している担当になる1-9号線ということでございますけれども、進捗状況におきましては、今年度平成27年度は大箇野川の南、大体150メートルのところから南に向かいま

して島排水路というのがございますけれども、その間で約740メートルの車道の舗装工事、それから側溝工事、それと縁石がありますので、縁石工、それから側溝の流末、これを流す先の排水路工事、そういったものを予定してございます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、完成の年度につきましては平成28年度、これは補助金の関係もございますけれども、28年度完成を目指して進めているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、予算の関係もあれですが、この完成が28年度中ですので、一応29年3月31日までの期間があると思えますが、この完成前に一応確認なのですが、町道1-9号線、これは谷田川から南に向かいますと、1つは東西に天神池に向かう道路、天神様に向かう道路及び南小学校に向かう道路、それと15区の野沢区長さん宅に向かう道路、もう一つは14区の住宅街の裏を通過して真っすぐ麦倉一川俣線に向かう道路、この5路線が主に生活道路として使われていると思えますが、この道路の現在はこの5路線が中心で走っています。そこにこの八間樋橋から来た1-9号線が、今度メインで道の幅が広がりますので、その関係で通行の往来が逆転するかと思えます。その場合にもその1-9号線と交わる5路線の関係で、特に心配なのは南小学校に向かう道路もしくは川俣一麦倉線道路、この交差点は特に小中学生が通学路に使っている道路でございますので、行く行く小学校の統廃合の関係もあるのですが、現時点で完成がまだ先のことですが、完成する前にその交差点の安全とか、それに関しまして何か対策があればと思ひまして、聞きたいと思うのですが。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 1-9号線の本線の工事をやっているわけでございますけれども、その中で議員さんがおっしゃられたように、下五箇のほうから大高嶋、学校のほうに向かう道路については、何路線かございます。それは先ほどおっしゃられたように、5路線ほどございますけれども、本体工事が完了した後は、今やっている町道については県道へ昇格になるということで、もう幹線道路でございますので、東西に走る生活道路につきましては、一時停止をするというような形になるかと思えます。その中で、先ほどおっしゃられた小中学生の通学路もございますけれども、1つは大箇野川の1本南のところで、先ほどおっしゃられました下五箇から南小学校の裏に向かう道路、それと上五箇、一応南のほうに来まして県道に突き当たる手前の上五箇のところで1本、この2路線が通学路指定になっているかと思えますけれども、その通学路も含めまして5路線全体を「とまれ」というような交通規制の設置について、現在警察と協議しているところでございます。今後交差点の交通規制とあわせて、町道側のほうに路面標示等の注意喚起などの安全対策、こういったものを検討していければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） ただいまの対策については、よろしくお願ひしたいと思ひますが、もう一つ、その辺につきましては機械的なのとか、ハード的な面でございますが、もう一つソフト面というか、その関係でこれはお願ひになるかと思うのですが、現在安全協会とかPTA等で子供たちの通学時間帯を使って、よく旗振りをやっているかと思ひますが、現在は宇那根の地区とか、要するに今やっていないところですので、

この道路が開通した暁には、この辺の旗振りの位置というか、場所の見直し等をお願いできればと思うのですが、それについては教育委員会の多田さん、どうでしょうか。局長の方、よろしくお願いします。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、幹線道路、大きな道路ができるということで、そこの交通安全につきましては、児童生徒の安全を確保するという意味でいろんな対策をとっていきたいと思いますが、まずは先ほど議員さんから出ました旗振りの街頭指導ということで、PTAはもちろん、地域の指導員さんなども、交通安全協会の指導員さんいらっしゃいますので、そちらにも協議をして対応していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） それにつきましては、特に小さい子供のことですので、対策のほどよろしくお願いします。まだ時間もありますので、よろしくお願いします。

次に入ります。町道1-9号線は、その先に川俣一麦倉線があるのですが、その麦倉線に合流することになります。その合流地点の現在の設計状況とか、もしくはその進捗状況は、現在どのようになっているか教えてください。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 現在やっています1-9号線、それと一番南側で県道麦倉一川俣停車場線、突き当たるわけですが、その辺の交差点の関係になろうかと思えます。この交差点につきましては、現在が5差路というような状況になっておりますけれども、計画におきましては、東から来ます古利根堤防の上の町道、これを交差点手前の埼玉県側のほうへ約60メートルほど振りまして離れたところで県道とほぼ、全く直角ではないのですが、それに近いような形で接続、T字路の交差点に接続させまして、1-9号線のほうにつきましては、県道との十字路というような形で交差点を変更いたします。そういった形で安全確保は図っていききたいということで考えております。

進捗でございますけれども、用地につきましては、買収等調整済みでございますけれども、交差点の改良工事につきましては、来年度、平成28年度、これ最後になると思っておりますけれども、これを28年度で予定いたしております。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） 現在の説明でいきますと、その旧利根の土手の堤防60メートル手前から一応麦倉一川俣線に入れるということなのですが、あそこ手前ですと、今人家があるような気がするのですが、あの人家の関係はもう解消済みなのですか。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 手前の人家につきましては、道路に影響はない形でぐるっと回っておりするような、そういう設計をしてございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） また、その工事というか、交差点ができた暁には、あそこには恐らく県道に昇格しますよね、1—9号線。あとは麦倉線がありますので、あそこも最初から交差点ですので、信号機はつきますよね。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 信号の設置の関係でございますけれども、この信号の設置につきましては、平成23年度ですか、この事業当初から県の土木事務所、また警察との交差点の協議を実施してきてございます。その時点で信号についてはお願いをしておるところでございますけれども、設置そのものが公安委員会のほうになってしまいますので、それについては引き続き要望のほうはしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、現段階ではまだ了解をもらっていないということですね。わかりました。引き続き公安委員会のほうに強く要望していただきまして、開通と同時に信号機がつくような形でお願いしたいと思います。そうしませんと、あそこかなり交通量がありますので、今度は八間樋のほうから来た道路が広がりますので、余計、今はそのまま行ってしまいますと危ないですので、その辺のところをよろしくお願いしたいと思います。

次に入りますが、八間樋橋、一応28年度中に完成します、新しいほうですね。その場合に現存の古い橋があると思うのですが、この古い橋の取り扱いについては、町としてはどのように考えているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 既存の橋の取り扱いについてということになろうかと思っておりますけれども、現在の八間樋橋の取り扱いにつきましては、八間樋橋、新しい橋をつくるときに地域の利便性を特に損なわないようにということで、今の既存の橋に近いところに橋を計画してございます。この新しい橋が既存の橋に近いということで、新しい橋の橋脚と、あとは古いのほうの現在の橋の橋脚、これが川の流れを阻害するということで、流れに悪影響を及ぼすということで、河川法上新しい橋ができた後には、撤去しなければならないというのが1つございます。

それと、今現在通っています八間樋橋については、昭和40年に橋長が97.6、幅員が今現在3.5メートルなのですが、それと通行の車両の制限、これ6トン未満ということでありますけれども、今の現在の形で改修工事が行われてございます。改修してから約50年が経過しております、非常に老朽化も激しく、近いうちには大規模な修繕が必要であるというような点検の結果もございます。そういったことで、新しい橋が完成した後は撤去するというような予定をいたしてございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） とりあえず計画上では取り壊すということになっていると思うのですが、この費用というのはどのくらい実際かかるのですか、撤去費用というか。また、私のほうのお願いになるのですが、

これがすぐには壊さなければ、ここの場所につきましては、春になるとさくらウオークのコースにもなっていますので、壊されるまでは歩行者専用とか、自転車利用者の専用とか、そういう形で1年とか2年とかもし利用ができればいいのかなと思いますし、また新しい八間樋橋をその古い八間樋のほうから横で見ながらというのも歩きながらできますので、1年か2年その辺が可能かどうか、お聞きしたいと思うのですが。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 1番目の撤去にかかる費用ということでございますけれども、この事業が始まる当初、概算でございますけれども、はじいたのが約1億円、撤去に1億円かかるというような試算はしてございます。その後年月たつてございますので、これはまた再計算をしなくてはいけないというふうには思っております。

自転車、歩行者の利用というようなお話がありましたけれども、一番難しいのは今回できる橋が2メートル、今の堤防の天端より2メートル高くできます。その2メートル高くできるところに、今現在走っている谷田川の堤防の道路をすりつけなくてはならないのです。それですので、既存の橋とその時点で新しい堤防にすりついていくその堤防上の道路の段差が非常にできてしまいますので、ちょっとその辺難しい部分もあるのではないかなというふうに思っていますし、先ほどお話ししましたように、河川法、また維持管理面、そういった面から撤去もしなくてはならないということもありますので、ちょっと難しい部分もあると思います。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） 今聞いた中で、その新しい八間樋橋に取りつけるその現在の谷田川の堤防のことですよね。

[「はい、そうです」と言う人あり]

○1番（小林武雄君） そうですね。その関係で、そうすると2メートルも上がりますと、その谷田川の旧の八間樋橋のかなり手前のほうから、お互いでしょけれども、海老瀬側、下五箇側、それも両方ですよ、4カ所。かなり手前からその八間樋橋は一応利用できるような形で乗り入れができるということになりますよね。その辺も含めて勾配とか、やはり一時停止とか、その辺もつけるわけですよ。その乗り入れについては安全なんでしょうかね、その辺についてお聞きしたいのですが。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 取り付けの道路の設計になると思いますけれども、この辺につきましては、当然1つが幹線道路、片方は堤防の管理道路ということでございますので、この辺は橋の工事で土木事務所の管轄になるのだと思うのですけれども、「とまれ」等の協議等は多分していると思います。

それと、勾配につきましても、設計上規定で例えば何%以上とかというものがありますので、それはちゃんと道路構造令に沿った規定での取り付けにはなろうかと思えます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） 総合的にその八間樋橋周辺の道路整備のこと、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、国道354号バイパスの進捗についてお尋ねしたいと思います。国道354号バイパスは、群馬県高崎市

から館林インターまでは現状4車線がほぼ完成しております。ただ、そこから今度板倉から茨城のほうに向かっていく道につきましては、2車線ということで、板倉北川辺間がまだ開通しておりませんので、その延伸工事についてお聞きしたいと思います。

特にここが開通することになって車の流れがスムーズになるほか、物流業界にとっては従来の時間が短縮されますので、完成を待ち望んでいる方が多いと思います。そこで最初に、群馬県側、埼玉県側の現在の進捗状況と完成予定をお聞かせください。それと、一緒に国道分の買収進捗もしくはあと町分の側道分の買収分ですか、その進捗状況もあわせてお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 国道354号板倉北川辺バイパスの関係になるわけでございますけれども、まずは群馬県と埼玉県側完成予定、それと進捗状況でございますけれども、全体的な計画でございますが、国道354号板倉北川辺バイパス整備事業につきましては、海老瀬の小保呂の信号から東に向かいまして、内郷土地改良区域からさらに谷田川を渡って下五箇地内を抜けて埼玉県加須市の北川辺に入りまして、新三国橋へ向かう柏戸の交差点まで延長にしますと4.6キロ、これを群馬県と埼玉県が県事業といたしまして実施しているというような事業でございます。

群馬県側でございますけれども、これ板倉町の区間になりますけれども、約2.6キロで、埼玉県側におきましては約2キロというようなことでございまして、車道は2車線、そして片側に3.5メートルの歩道ということで、全体的には幅員が11.25メートルの計画でございます。進捗状況でございますけれども、まず群馬県でございますが、平成24年度から道路、橋梁の詳細設計に入りまして、26年度には用地買収・物件補償を行って、今年度平成27年度におきましては、谷田川を渡る橋梁の工事、それから道路改良工事ということで、大箇野川を渡る部分の工事、これを実施する予定とのことでございます。

埼玉県側でございますけれども、埼玉県におきましては、平成23年度に道路詳細設計に着手いたしまして、平成26年度は用地測量・用地買収、そしてパイプラインの移設工事を実施してございます。平成27年度におきましても同様な内容の工事を実施するというようなことを伺ってございます。

完成予定ということでございますが、群馬県側におきましては、群馬県の社会資本整備の今後の10年間の計画として策定いたしました「はばたけ群馬・県土整備プラン」というものに基づきまして、平成29年度の完成を目指しているということでございます。埼玉県側でございますけれども、まだ具体的なものが示されておりませんで、群馬県側に遅れないように進めていきたいというようなお話を伺ってございます。

用地の関係でございますけれども、群馬県側におきましては、94人中90名がもう完了いたしておきまして、パーセントでいきますと96%ですか、96%完了しているというようなことでございます。埼玉県側におきましては、74名の地権者のところ70名完了しておきまして、95%の買収率ということで伺ってございます。

以上でございます。

[「町道」と言う人あり]

○都市建設課長（高瀬利之君） 町道につきましては、1件残しで買収のほうは完了いたしてございます。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番(小林武雄君) そうしますと、土地の買収につきましては、群馬県側がまだあと4名と、埼玉県側が……お互いに4名ですね。この4名の方のその交渉の状況というか、その辺は今後スムーズにいくのかいかないのか。これがいけないと、いずれにしても工事が完了しませんので、その辺のところ。とりあえず群馬県側だけでも結構ですので、教えてください。

もう一個。町道もあわせて1件ありますが、そこも教えてください。お願いします。

○議長(青木秀夫君) 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長(高瀬利之君)登壇]

○都市建設課長(高瀬利之君) 用地買収の状況でございますけれども、群馬県におきましては、会社関係で建物の移転がございます。それと、駐車場の関係が1つであります。それと、下五箇になりますけれども、建物の移転の関係、それと相続の関係、それで4件ということでございまして、ともに関係者におきましては了解をいただいております、手続に時間かかっているというような状況でございます。

町の1件におきましても、同じ地権者ということで、手続を待っているというような形でございます。

以上でございます。

○議長(青木秀夫君) 小林武雄君。

○1番(小林武雄君) その辺の交渉については、よろしくお願ひしたいと思います。埼玉県側になりますと、特に直接には行けないものですから、とりあえずこの間埼玉県の加須市ですか、あと板倉町の議員さんで協議会をやっていますが、産建の委員の方と担当者として、やがては来月ですかね、聞いたところによりますと、埼玉県の県庁及び群馬県の県庁にこの国道354号につきましては要望に行くということ聞いていますので、そのときに特に埼玉県側についてはこちらからどんどん働きかけてもらいまして、工事が早く進むようにお願ひしたいと思います。

それと、これに関係いたしますが、この国道354号のバイパスのところに、ほとんどが農道だと思っておりますが、農地以外の宅地とか建物とか、その辺の物件については何件ぐらいあって、その辺の進捗というか、移動というか移転というか、それについてはどうでしょうか。

○議長(青木秀夫君) 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長(高瀬利之君)登壇]

○都市建設課長(高瀬利之君) 建物以外の物件の移転の関係でございますけれども、これについては先ほど申し上げましたけれども、全体では海老瀬側で宅地が1件、それと工場が2件になりましようかね、下五箇側で宅地が1件ということでございまして、それにつきましては先ほどお話ししたように、工場、また宅地については、今その先の農地を土地を宅地化するという手続中ということでございます。

○議長(青木秀夫君) 小林武雄君。

○1番(小林武雄君) この国道354号が開通しますと、この道路は海老瀬の小保呂から入ってきて、谷田川の土手2つを越えて、また下五箇の古利根ですかね、あの土手をまた越えていくと。要は土手を3本越えて、やがては埼玉県側に入っていくということになります。そうしますと、小保呂から入ってきた道が最初に谷田川に来るのが普通に勾配があるのですが、下五箇側の谷田川をおりて古利根に向かう、おりてまた上がりますので、そこのところの道路設計なのですが、漏れ聞きますと、何か一番低いところでも1メートル50ぐらい上がるとか、現状よりも、と聞いているのですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 議員さんのご質問でございますけれども、通常のその農地の部分ということによろしい……

[「道が走るその勾配ですね」と言う人あり]

○都市建設課長（高瀬利之君） 高さということですかね。国道354号ということで幹線道路ということで、設計におきましては農地より高く設計をしているということで土木事務所のほう伺ってしまして、議員さんがおっしゃられるように、大体平均しますと1メートル50前後ぐらいの高さになるというような話は聞いてございます。

[「勾配的には緩くですね」と言う人あり]

○都市建設課長（高瀬利之君） 勾配は恐らく5%以内の勾配にはなると思うのですが、パーセントでいきますと、そういうような形。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、一番低いところでも現状の農地の高さよりも1.5メートルほど上がるということですよ。そうしますと、現状の道が今までの農地を塞ぐというか、道を挟んで東側、西側で、要は1メートル50という、普通目線が切れる高さになるかと思うのですが。そうしますと、その国道354号に乗り入れる一般道路、生活道路ですね、その辺が国道354号に関しましては、先ほど1-9号線と同じようにちょっと話をしたのですが、谷田川沿いから4本ほどあるかと思うのですが、その4本の乗り入れ方もしくは交差の仕方についてちょっとお聞きしたいのですが。

それともう一つ、海老瀬側、小保呂から来てその谷田川のところまでです。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 国道354号バイパスと生活道路との交差点の高さの差というか、交差の仕方ということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、国道354号バイパスにつきましては、国道ということで幹線道路になりますので、谷田川から上がっていく部分ですかね、それを除きますと、全体的には農地の高さに対して高く設計をしているという話をさせていただきました。国道と町道の交差点ということでございますが、下五箇につきましては4カ所できることとなります。この4カ所でございますが、1つが古利根堤防上の町道、それから小合地付近で南北に走っています町道がありますけれども、そこで1つ。それから、樋の口の付近になりますけれども、そこでは東西に町道が走っています。その3カ所につきましては、平面的な平面交差というような形になりまして、いずれも十字路に近いような形で交差点をつくるような設計でございます。谷田川の谷新田付近になるのでしょうか、そこについては、道路が橋からおりてくる部分になりますので、国道の下を通り抜けるような構造になってございます。

その交差点、バイパスとその生活道路との高低差でございますけれども、古利根堤防上におきましては交差点は今の堤防の高さと同様高さですりつくような十字路ができるような形でございます。小合地付近と樋の口付近にできます交差点につきましては、先ほど申したとおり、現況の道路と約1.5メートル前後高くなるような、バイパスのほうが高くなるような形ですりついていくというような設計でございます。

海老瀬側でございますけれども、海老瀬側の生活道路としまして、上新田と通集落ですかね、こちらを結ぶ町道が2路線ございます。ここも同じように堤防に上がっていくというような形になりますので、平面の交差ではなくて、2本ともこの国道の下を通り抜けるというような計画となっております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、谷田川のすぐそばについては下を通るということで、下五箇側が1本、海老瀬側は2本ということになるわけですね。それらについては平面の交差ということになるわけですね。ありがとうございます。

ここもやはり小中学生の通学路になっておりますので、その辺のところの交通安全の対策はよろしく願いたいと思います。

次に、その国道354号が谷田川に交差しますので、谷田川の堤防、これについては八間樋の整備事業と同じような形で乗り入れがスムーズにできるのでしょうか。もしくは違う方法があるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 国道354号と交差する堤防上の道路の関係になろうかと思っておりますけれども、ここにつきましては、海老瀬側も下五箇側も町道認定がされておりまして、県から占用を受けて利用しているというような状況でございます。計画でございますけれども、堤防上の道路につきましては、八間樋と同じように、橋のたもとで国道にすりつけとなるような設計でございます。国道の横断でございますけれども、これについては非常に危険だということで、交通の安全を確保するというので、堤防上の道路から左折をして国道に入ると、また逆に国道から左折をして町道に入ると、そういうような形の利用形態というようなことでございます。

海老瀬側におきましては、堤防上の道路が直接の生活道路ということになっておりますので、橋の手前でバイパスの下に、先ほどお話ししましたけれども、抜ける道路ができるということで、そこにおりられるような道路をつくるということで計画してございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、その道路の取りつけに関しましては、車が通れて、特に海老瀬側は通常も生活道路として使っておりますので、いいと思うのですが、下五箇側ですよね。現状を見てもらうとわかると思うのですが、余り車も通らず、天端が余りよくないということになるのですが、あその道路が日常使っていないから現状のようになるのでしょうかけれども、この際あの堤防上の舗装とか、要は車が通れるような形で整備するような形というのは、今後の中では考えがあるのでしょうかね、ちょっとお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 下五箇側の堤防の上の舗装というお話でございますけれども、これは土木

事務所のほうに1度確認をしましたのですが、今現在漏水の関係の用地測量とかそういったものをやっているということで、それがあつて程度堤防の補強というのですかね、そういうものが終わった後に八間樋橋から下流に向かつて、下五箇側ですけれども、舗装のほうは考えているというようなことを伺っています。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） その舗装の関係なのですが、現状の幅、堤防上の天端ですね、天端の幅が2メートルあるかないかぐらいですよ。あれですと、往来についてもちょっときついなと思いますので、その工事とあわせて若干の天端を広げるとか、強度を補強するとか、その辺のところも土木事務所のほうと一緒にお願いできればと思うのですが、その辺お願いできますか。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 土木事務所のほうで多分設計をしながらやっていると思います。ただ、そういったご意見があるということは、土木事務所のほうにはしっかり伝えていきたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） よろしくお願ひいたします。

次に入りたいと思います。特に国道354号の国道が走るところで、国道に関しましてはいいと思うのですが、その道路を買収した際に農地の三角とか、要はあそこカーブして入っていきますので、直線ですとちょうど田んぼの隅を通って走っていけばよろしいのでしょうかけれども、カーブを切っていますので、そのカーブの関係で田んぼのトラクターが入るとかコンバインが入れないような小さいそういう未買収ですか、未買収の農地とかは発生していますか。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 現場がそのとおりなのですが、下五箇側に入りますと、ほとんどが農地を斜めに切っていくような道路の線形になってございますので、農地、本当に小さいところから大きなものもあると思いますが、そういった三角の農地が残っているというのが現状だと思います。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） その三角の田んぼというのですが、その小さいところではトラクターとかコンバインとか、それが入れないようなところも中にはありますか。もしあれば、その辺を、県の工事の際と一緒に周りの道路とか、隣の田んぼと同じぐらいの高さまで盛り土をしてもらうとか、その辺の対策はこちらから呼びかけはできるのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 農地への盛り土というようなことになるのかと思うのですが、この農地の埋め立て、土地の埋め立て、この辺につきましては、農地だと特にそういう埋め立てに関する規制、また農地改良とかそういった届け出なんかもございます。ですから、難しい面もあるのかと思いますけれども、地権者、関係者の方からそういうお話がございましたら、これは土木事務所のほうには伝えていきたい、要請していきたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） その辺の対応はスムーズにお願いしたいと思います。

最後に、この国道354号でもう一個だけお願いしたいと思います。今工事がこの8月からですかね、ちょうどあの土地はやはりもともとが田んぼですので、国道を走らせるには土地が軟弱だということで、今土壤改良をやっております。順次やっていくわけなのですが、既に土地を買収されて権利が県に移った関係で、その工事が進まない場所について、かなり雑草というか、それが私もここ二、三日通ったのですが、高さが2メートル以上もある雑草がかなり面積的にも多く出ているのですよね。あそこは県の関係、町の関係両方あると思うのですが、その辺の工事が進まないで、買収が済んでいる場所、まだまだ工事が平成29年ぐらいまでかかりますので、あと2年ぐらいですか、その2年間の間にその辺の工事が全部というか、雑草がなくなればいいのですが、恐らくこの冬でもその雑草は消えないと思いますので、その辺の手を入れるお願いとか、その辺は都市建設課のほうで仲介はできるのですか。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 今議員さんがおっしゃられた雑草の関係でございますけれども、既にそういったお話が来ておまして、土木事務所のほうには管理をお願いするということで伝えてございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） ひとまず国道354号に関しましては、こちらで終わらせたいと思います。

この八間樋橋及び国道354号に関しましては、この八間樋橋の取り付け道路が完成しますと、国道354号がつながります。その先には、今東洋大学の東側のほうに工業団地を町としても一生懸命誘致しております。ですから、この八間樋橋の先、国道354号通過、そしてその先の東洋大学の西側の広い農免道路というか、道があると思うのですが、この道につながるところを今後整備していただいて、トラックと大型が通れるような形になれば、今一生懸命町のほうで工場を誘致しておりますが、その板倉ニュータウンの工業団地に入った工場の方々の物流の利便性というのですかね、その辺がかなり図れるのかなと思います。

というのは、その東西に走る道が、西は初谷から太田に向かう道が1本ありますが、板倉一初谷線から国道354号を通る道、それが1本あって、もう一本は板倉中学校のところを通過して、やがては国道354号につながると。そうしますと、西があって真ん中があって、今度は東側に現在その板倉一初谷線と国道354号につながる道がないのです。そのところが拡幅されて道路が整備されれば、特に工業団地に入ったトラック等については、先が行きどまりという形になっていますので、どららかといえこの国道354号をかなり使って物流が盛んに運ばれるのかなという感じがします。その辺のところの今後の考えはいかがでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 八間樋橋を北に渡りまして国道354号バイパスをまたさらに北へ抜けていくと、東洋大学の西側を通過して県道板倉一初谷一館林線ですか、に抜ける農免道路でございます。これについては、板倉工業団地とニュータウンの産業用地をつなぐ道路となるわけでございますけれども、これについても重要な路線になろうかと思っております。また、これについては今のところ町道拡幅としての計画はございま

せんけれども、考え方としますと、議員さんがおっしゃられたような重要な路線にはなるというふうには思っております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） とりわけこの道路については、今後恐らく重要になってくると思いますので、今後の中で検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に入りたいと思います。防災ステーションについてお尋ねいたします。9月は防災月間です。今日も台風17号、18号の影響で、今日あすには近畿、東海ですか、のほうに18号が上陸するという形で、また関東については秋雨前線等が停滞している関係で、今日あすにかけてかなり雨が降るということを知っております。特にこの南地区においては、上に降った、上流に降った雨が飯野、高鳥を過ぎて、特に下五箇の五箇谷地区には、一番低い場所ですので、水がたまってくるということになってきますので、前々からお願いしているかと思うのですが、水防の防災ステーションですか、その取り組みについてちょっとお聞きしたいと思いますが、現在高鳥地先の利根川のほうには防災ステーションがあります。その先西のほうに、飯野のほうに防災ステーションを設計中ということを知っております。そうしますと、一番低い下五箇地区のほうには、その防災ステーションがまだないということなのですが、この辺の今後の進め方についてお聞きしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 防災ステーションの関係になるわけでございますけれども、町については、平成26年度にマスタープラン一部改定を行いまして、新しくミニ防災ステーションの位置づけというのをしております。その中で、議員さんがおっしゃられた利根川沿いの飯野地先、それから谷田川沿いで八間樋橋付近、それと国道354号の今進めていますバイパスが交差する谷田川とそれから古利根付近にミニ防災ステーションの位置づけを行ってございます。今現在、飯野地先につきましては、用地買収等の準備を進めているところでございますので、南地区におきます避難場所につきましては、特に13区、14区といった下五箇、避難場所を確保するというのが喫緊の課題ではないかというふうには考えてございます。

この下五箇地区におけるミニ防災ステーションの整備の関係でございますけれども、現在群馬県のほうで国道354号のバイパスの整備が平成29年度完成を目途に進められているということでございまして、このバイパス整備に使いますプレロード、このプレロードに使った泥を残土をさらに利用して、このバイパスの付近に近いところで何か設置可能かどうかということを、土地の調査も含めまして検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、平成29年に一応国道354号ができますので、それに合わせてある程度は目標に向けて進めているということになるのですよね。

あとは、その設置場所に関することなのですが、ひとつお願いなのですが、設置場所が要は避難対象の人の一番近いというか、身近なところにつくる必要があると思いますので、そのところの場所の選定に当た

りましては、その避難する方、対象の地域の真ん中というか、それも一応考慮しながら場所の選定をしていただければと思います。あと、その残土とかそれを使うわけですので、その辺有効活用してもらって、ステーションをつくっていただければと思います。

ちなみにこのステーションをつくる場合に、高さはどのぐらいになるのですか。

○議長（青木秀夫君） 高瀬都市建設課長。

[都市建設課長（高瀬利之君）登壇]

○都市建設課長（高瀬利之君） 今の町内全体で想定される水位ですか、洪水になったときの高さというのが、標高で20メートルというふうな設定になっているかと思っておりますので、それを超える例えば21メートルとか、そういう以上の高さに設定をすることになると思います。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） もう時間も迫ってきておりますので、1つ飛ばせてもらって、有害鳥獣駆除に関してちょっと、もう二、三分しかありませんので、それについてお尋ねしたいと思います。

最近、ここ二、三年だと思っておりますが、道路を走っていると夜タヌキとかイタチ等がちょろちょろ出てくると思います。私も余りにしないでここまで来たのですが、最近になってハクビシンという猛獣というか、ちょっと怖い動物がいるよと。特にこのものについては、住宅の天井裏とかに入ってしまった、かなりその住まいの方が夜眠れないとか、それ以外に外的な被害があるとかということ聞いておりますが、その辺の鳥獣というか、被害に関して、町当局のほうに問い合わせとかがあるのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問、有害鳥獣で特にハクビシンということなのですが、やはり今議員さんのご質問にあったように、ここ数年問い合わせというか、被害というか、発生したので、何とか今町でおりの貸し出しをしているのですけれども、そういったことでの問い合わせというのがかなり頻繁に発生してございます。

特に今年度なのですけれども、もう既に5件ほど屋根裏にすみ着いてしまって困っているのです、おりを貸し出ししていただきたいというようなことでの問い合わせがあって、既に設置したおりの2カ所では捕獲できたというような状況があって、2件ほどまだ捕獲ができていないというような状況の中で物音がする、それと残り1件については音が聞こえなくなったよというような屋根裏に潜伏しているような状況での経過というのがこちらのほうに届いているような状況でございます。

町全体のその被害の、被害というか、生息の報告なのですけれども、今年になって町全体で23件ほどこちらのほうに相談をいただいております。地域別で分類いたしますと、岩田地区で7件ということで、非常に多いような形には見えるのですけれども、これ同じお宅で6件ということで、実質は岩田地先の中で2カ所ということです。ハクビシンは何か集団で行動するような習性があるということで、1匹いると何かその周りにほかに同じグループが生息しているというような情報がありますので、岩田地区7件ほどの問い合わせの中で6件が同じお宅ということです。それと、下五箇地区で7件ですが、ここも同じお宅で2件ほどということなので、実質6件。それと、大高嶋地区で3件、これも同じお宅で2件ほどありますので、実質2件というような形。それと、海老瀬が2件ということと、あとは大曲、飯野、靱谷からも1件ずつほどあり

まして、町全体にそのような状況が広がっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、町全体のかなり広範囲で発生していると、問い合わせがあるということですね。その際、ハクビシンを捕獲した後の処理とか、その辺はどのようにしているのですか。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） いずれにいたしましても、基本的にはおりを町でお貸しして、申請者というか、ご相談いただいた方に捕獲をしていただいて、本来なら個人におりをお貸しして、個人の方が処理することなのですけれども、なかなかその辺の最後の処理というのが難しいというような形の中で、町がお預かりをして、猟友会の協力を得ながら殺処分、特にハクビシンにつきましては板倉町の鳥獣被害防止計画に基づきまして、一応殺処分をできる有害鳥獣というような指定になっておりますので、猟友会の方のお手伝いをいただいて殺処分でするとか、あとは猟友会の方もなかなかすぐ殺処分ができない場合は、ちょっとうちのほうでいっときおりに入った状態でお預かりをしておいて、お預かりというか、保管をしておきまして、その間に亡くなってしまうケース等もありますので、そういった場合には一般の犬猫の死骸と同じような形の中で焼却処分を実施してというような形で、ハクビシンについては殺処分もしくは死骸の焼却処分ということで処理をさせていただいております。

○議長（青木秀夫君） 小林武雄君。時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○1番（小林武雄君） その鳥獣に関しましては、町民サービスの一つとして今後に対応をよろしくお願ひしたいと思います。

とりあえず時間になりましたので、今日の質問に関しましてはこれで終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

○議長（青木秀夫君） 以上で小林武雄君の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 （午後 0時30分）

再 開 （午後 1時30分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、小森谷幸雄君。

なお、質問の時間は60分です。

[8番（小森谷幸雄君）登壇]

○8番（小森谷幸雄君） 8番、小森谷でございます。午後大変お疲れかと思っておりますけれども、通告書に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回は、小学校の統合・再編ということで、それだけの議題でございますので、できれば明確な答えと同

時に議論を深めてまいりたいと、そのように考えております。それでは、質問に入らせていただきます。

今申し上げましたように、小学校の再編・統合に関する質問でございますが、この件につきましては、何回か議会で質問をさせていただいております。また、同僚議員からもいろんな角度からこの再編・統合について質問があったわけでございます。前回については、文部科学省の制度改正や、あるいは当町の児童生徒の現状について質問をさせていただいた経緯がございますが、その点は省略をさせていただきたいというふうに考えております。それでは、よろしくお願い申し上げます。

当町では、現在実施されております小学校特認校制度についてまずお伺いをしたいというふうに考えております。当町におきましては、小規模特認校制度を採用して少人数学級の解消を目指して改革を試みようとして現在進行形でございますけれども、取り組んでおられます。今年度特に27年度からの運用を開始いたしておりますが、今年度の結果については先般も質疑のやりとりの中で、結果的には児童の移動はなかったというような答弁をいただいております。その中で教育長さん初め担当部局からは、来年度ですか、28年度についても検討を加えて、この小規模特認校制度を運用したいというような答弁がされております。そういった点も含めましてお尋ねをするわけでございますが、特に次のような点を考慮していただければありがたいというふうに考えております。

今申し上げましたように、27年度、今年度より開始をされておるわけでございますが、28年度もこの小規模特認校制度、これについての普及を行うのかどうか、あるいは運用を考えた中で、今後政策的な問題も含めて改善を図るのか。また、当然学校でございますけれども、PTA、保護者に対してのこの小規模特認校制度を28年度も運用をしますというような考え方の中でお考えになられているのかどうか。特にその小規模特認校制度を運用するに当たって、例えば北小さん、南小さん、義務教育課程であるということとさしたる違いはありませんと、今後そういったところでの差別化は当局も考えていないというような答弁もされております。特に北小さんですと、新聞を利用した教育あるいは南小さんですと、英語教育の充実というような点が特徴づけられておるわけでございますが、そういった点も踏まえましてこの特認校制度のあり方について、今後の方針あるいは今後の運用についてご答弁をいただければありがたいというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまの小規模特認校制度のご質問でございますが、まずは28年度、来年度行うのかということでございますが、既に過日9月3日、4日におきまして、来年度に向けての制度説明会を行っております。南小学校、北小学校合わせまして10組11名の保護者の方が出席をいただきまして、熱心に説明を聞いていかれました。

そして、今後になりますけれども、引き続きこの特認校制度を続けてまいりたいというふうに考えております。当然先ほど説明も、議員さんから説明がありましたとおり、今現状再編・統合ということで、小学校の合併等そういう状況になるということも予想される中での特認校制度ということで、相反するというところで、何度かお答えもしておりますけれども、それが同時進行しているという中ではございますが、そういうことも過日行われました説明会でも十分説明を申し上げているところでございます。

いずれにしても、この並行して進んでいるということでございます。再編の終了まではこの特認校制度、小規模、子供たちの学習の環境を整えるという意味からも必要だということで進めてまいりたいという

ふうと考えております。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 今答弁があったわけでございますけれども、今年度と同様、28年度もこの小規模特認校制度についての運用を行いたいと。ついては、その保護者説明会を行ったということでございます。その中で、前も懸念されていた部分があったかと思っておりますけれども、特にその義務教育上、南小さんと北小さんの内容を特別その義務教育課程から外れたとは申し上げませんが、特徴づける手段はないというような話もありました。また、保護者が送迎をするということで、ある面では特認校制度そのものの基本を若干そういったところが排除されてしまうということでは、あえて北小さん、南小さんへ東、西から児童を送り込むという保護者の理解がなかなか得られないと思うのですが、その中で保護者説明会があったという中で、27年度と28年度を比較した場合、どのような点が改善されたというところとまたちょっと問題があるかと思うのですが、どこどこが違ってこういう形で28年度を運用しますと、そのような説明があったかと思うのですが、どのような感触でございましたでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、特認校制度につきましては、昨年度と特に変わったことはございません。また、学校のほうの取り組みにつきましては、各学校からいろいろ説明がございましたが、その学校の基本目標に教員初め教職員が全員で取り組んでいるというところの説明がありました。また、いじめ対策などについても丁寧な説明があったというふうに認識をしております。

また、差別化というお話もありましたが、当然同じ小学校、東西南北の小学校でございます。町教育委員会といたしましては、もちろん平等に扱うということで、特別にこちらの学校だけ何かを整備したりとか、そういうことは特に考えておりません。ただ、特徴づけと、特徴ということで先ほど議員さんがおっしゃられました北小学校ではN I E、新聞を活用した取り組み、また南小では英語に少し特化した部分というものがあありますが、もちろん各小学校英語にも取り組んでおりますし、そういう意味ではひとしくもちろん教育を受けているのかなというふうに思っております。特に差別化という大きな意味での格差というのですかね、そういうものはつくりたくないというふうには考えております。

また、通学のお話も出ました。この特認校制度、昨年度から何ら特に変わったところはございません。通学に関しては、保護者が責任を持って行うというふうな形で説明もさせていただいております。そういう中で昨年よりも多くの方が説明会に参加をさせていただいたということは、再編の問題もあるのかもしれませんが、その小学校についての興味を抱いているといったことがうかがえるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 1年運用して、28年度もその運用をすると、そういう中であえてこの特認校制度で小規模校の学校の改善を図るというようなニュアンスで受け取れるのですが、現状来年度ですか、28年度実際に児童が転校されるというようなケースがどうか生まれるかわかりませんが、27年度を踏まえた中で類推するというだけでは、大変失礼な言い方になるのですが、あえてこの小規模特認校制度にこだわって、特に我が町としてその教育環境を改善しなければならない、そこのこだわりの部分がよく見えないので

すけれども。これは先ほど局長のお話の中にもありましたように、再編・統合まで並行して行くと、そういう観点からした場合に小規模特認校制度を何らかの形で学校に出向いて教育委員会としてご説明あるいはご父兄の負担をかけるというような流れの中でのお話だと思うのですけれども、果たしてそういう2本立てで当面やっていくことが、本当にその子供、特に保護者でございませけれども、保護者のそのご理解がどの程度、会話はよくわかりませけれども、説明会があったときにどのような保護者の、ご父兄の判断とかご意見等がありましたでしょうか。あればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、これを続けていくということは、やはり子供の教育環境を思っているということで、再編につきましても同様でございます。子供のこれからの学校生活、学習を思っていることというふうにご理解をいただければありがたいと思っています。

今般説明会に参加をいただいた保護者の方からは、何点か質問もございました。ただ、この小規模特認校制度を利用しづらいとか、そういうお話は特にはございませでした。ただ、この辺はもちろん保護者側とすれば選択肢の一つとして考えるわけでございますから、小学校に上がれないということではありませないので、既存の住居地での小学校というのは確約されておりますから、そのほかの選択肢ということでございますので、特にこの通学ももちろん手だてがあればそれにこしたことはないのでしょうけれども、それが現実問題できないというところで、こういった現在の小規模特認校制度になってございますので、それをご理解をしていただいた上での保護者のご判断ということにお任せをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 非常にこの小規模特認校制度ですか、運用するに当たっていろいろ課題、問題あるいは保護者に余り理解が得られないというようなところもたくさんあるのしょうけれども、逆に申し上げれば、小規模校のメリットという部分を以前教育委員会当局は強調されておりました。そういう中で、あえてその人数だけの数合わせというところとちょっとまたこれも言い過ぎかもしれませんが、少人数学級のメリットを最大限生かすことによって、小さい学校の特徴づけはできると思うのですけれども、あえて横から移動させるまでのこの特認校制度、これを採用して教育をすべきだという、その基本的なスタンスですか、そこはやはりこれ繰り返しの質問になりますが、28年度もやる、合併までは、再編・統合まではやると、そういう強い気持ちで臨まれるのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 私自身も当初は少人数の学級に大賛成でありました。要するに教員と1対1で作業を含めてできるというようなことで、大変な教育ができるのではないかとというようなことでおったわけですが、残念ながら入学児が6名というようなことを聞いた時点で、これは教育にはならんと、思うところの少人数指導というような部分においては、やはり欠けるものがあるのではないかと。それはやはり1点です。社会性の涵養といいますか、これはまずできない。まして男の子1名のクラスというのは、これはもう親にとっては大変なことであるというようなことで、それをきっかけとして、ただ単に手をこまねいて

少人数規模化していくのを待っているのもなかろうと。いろんなアドバイスを受けて、この制度を採用したわけです。結果としてはゼロでありましたけれども、やはり関心を持っていただいたと、そしてこういうクラスもあるよというようなことであるならば、大変な役目を果たしてくれたのかと思っています。それをまた1年で終わるというのも、これは果たしていかがなものかと。まずいのが、来年度ですか、入る子供たちが北小さんでは22名なのですね。ですから、この差が何ともはや私自身ももとに戻って、またいい教育できるなというようなことなのですから、このちぐはぐな現状ではありますけれども、やはり今後を見るときには少し規模を町全体が小規模でありますから、規模を大きくしてというような意味合いを含めて増やす方法をもうちよっと考えて、そして再編までにある意味つないでいくといえますか、そういう考え方でいるわけです。でありますから、固執するというような部分に結論としてなってしまうかもしれませんが、考え方はそういうところにあります。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 今教育長から答弁があったわけでございますけれども、私も別にこれを廃止しろと言うつもりはないのですけれども、並行的にいくという考えであれば、それはそれでよろしいのでしょうか、現実児童が転校されていないという現状を踏まえた中で、特認校制度そのものを運用したいという気持ちもよくわかるのですけれども、基本的にはその移動がないにもかかわらず、なくても少人数学級という中でお子さん方が来られてよかったという環境を、プラスアルファというもまた何やれこれやれではないのですけれども、そういう環境をつくり上げていただくことも当局のお仕事の一つになるのかなというふうに思いますので、ぜひ小学校特認校制度ですか、これによる運用で児童が動かなかったからということではなくて、それは結果としてそうあったとしても、今後のその小規模校の学校の運営に関しましては、保護者から信頼を勝ち得る中での教育体系というものをぜひ進めていただければというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。問題点は問題点として整理された上で、現状お子さん方がいらっしゃるわけでございますので、そのお子さん方に環境整備も含めて全力で臨んでいただければというふうに思っております。

次に、質問に入るわけでございますが、今回1時間ほどいただいているわけですが、全てこの再編・統合ということでのお話になりますので、個々に質問を申し上げますので、その質問に対してお答えをいただければありがたいかなというふうに思っております。

2番目でございますけれども、検討委員会に対する今後の対応ということでお尋ねしたいというふうに思っております。特に今後の対応という中で、具体的にどうのこうのは次の質問事項に入りますので、ここでは再編・統合に関しての教育委員会の考え方、どのような形で進めたいとか、そういったものについてお尋ねをしたいというふうに思っております。特に答申書の中では、当然小学校の現状ということで小規模化の傾向が顕著にあらわれつつあると。先ほども議論になりましたが、小規模と大規模化に伴う問題点、こういったところも検討委員会では考慮されております。適正規模の考え方については、やはり教育長も前も申し上げておりますが、クラス編制が可能な数、児童ですか、1学年2学級と。こういったものを受けまして、適正配置については4校から2校へと、このような検討委員会から提言が出されております。そういったものを踏まえまして、再編・統合の基本的な考え方、1つ申し遅れましたのですが、附帯事項として、これも将来非常に町としての考え方が大事になる要素かと思っておりますけれども、働きながら子育てしやすい板倉町と

いうことも提言の最後の項目に付与されております。特に子供の教育環境を含めた子育て環境の総合的な施策も必要であると。単なる再編・統合だけではなくて、地域の子供を育てる環境もあわせて検討を願いたいと、このようなお話も聞いております。

そのような中で、この再編・統合に関する町の考え方、こういった形で考えていますよというようなお話があればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 小学校の再編・統合についての町の考え方ということでよろしいでしょうか。

先般、検討委員会で教育委員会に答申がされました。内容につきましては、先ほど議員さんおっしゃるとおりということで、クラスがえがができる規模、そしてまた4校から2校へと、そしてちょっとおっしゃられませんでした。将来的には一体型の小中一貫校を目指してくださいという答申がありました。町としましては、もちろん答申を受けまして、その内容を受けて教育委員会として基本計画を策定するというところでございます。その基本計画にのっとってさらに詳細を詰めていくために、いろいろ会議を開いてということになっていくかと思っております。

具体的な内容もですか。よろしいですか。そういう形で、今後進めてまいるという形になってございます。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 今局長からご答弁があったわけですが、2月に検討委員会から適正配置・適正規模についての答申書が出されました。その後、我々議会といたしますと、再編・統合についてはその後どうなっているのかなという思いは持っておったわけですが、特に水面下でそういったいろいろ町当局として検討されたというような経緯があったのでしょうか、特に表舞台に登場してこの再編・統合が議論されているように見えなかったものですから、考え方についてお尋ねをしたわけでございます。

特にその行政区再編とか、役場庁舎建設とか、広域行政におけるごみの問題等は、将来展望がある程度開かれた中である期限をもってそこに着地するまでのいわゆるロードマップですか、それが今局長が申された多分基本計画に該当するものであろうというスタンスには立てるのですけれども、その辺が非常に答申が出た後どうなったのだろうねというような雑談の中では出てくるのですけれども、きちんとした方向性、そういったものが出なかったものですから、今回の質問に至っている点もでございます。

特に先ほども申し上げましたように、小学校の再編・統合、学校が単に1つが2つになるというような話だけではなくて、特に小学校については地域のコミュニティーあるいは午前中もお話がありました防災拠点、そういったいわゆる地域コミュニティーの中心的な存在になっておるわけでございます。それが今後は再編・統合となりますと、単に学校の問題だけではなくて、地域の課題も引きずり込んだ中で議論をされなければいけないということで、そういったものが必要であろうというふうに思っております。そういった中で考え方をお尋ねした中で、今後はその基本計画に基づいて町当局が当然何年後をめどにと、いろいろな形で具体的な計画がこの基本計画の中に盛り込まれた中で学校の問題、地域の課題、そういったものを総合的に、あるいはその分科会ができるかどうかわかりませんが、組織的な対応が望まれるわけでございますけれども、その辺の問題について質問をさせていただきたいと思っております。

今申しあげましたように、課題は学校だけではなくて、地域周辺あるいは今までの歴史、伝統文化、そういったものも場合によっては含めた中での議論というものが出てくるかと思えます。そういった中での組織的な対応の考え方、基本計画を遂行、実行するのに当たっての組織的な対応ができてあるいはできていないとするならば、今後この考え方としてこんな形で組織をつくって対応をしていきたい、そういう内容があればご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問でございますが、実際その検討委員会で答申をされたいろいろな課題につきまして、具体的に詰めていくということになるかと思えます。もちろん基本計画に盛り込まれておりますので、その基本計画に沿った形での詳細な内容の検討ということになるかと思えます。

さまざまな課題が示されております。まずは、遠距離通学者のためのスクールバスの運行ですとか、それから老朽化した校舎、施設などの修繕改修、それから再編後の残された学校の校舎の利活用の問題ですとか、さまざまな課題が浮かび上がってきます。そういうさまざまな課題につきまして検討、それから調整を行うための組織ということで、準備委員会というものを、準備委員会、その再編に当たっての準備委員会というものを、名称はまだもちろん決まっておられませんけれども、準備委員会的なものを設置するという予定をしております。組織としましては、関係機関、それから地域の代表者の方、それから学校関係者などで組織をする準備委員会をまずは設立したいと。また、そのさらに下に詳細な検討をしなくてはならないと、個々に詳細に検討しなくてはならないということもあろうかと思えますので、詳細かつ専門的な検討を行う場としまして複数の専門部会を準備委員会の中に設置をして、一つ一つが具現化できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 基本計画を実際に実行に移すために準備委員会を組織化すると、このような形になるかと思うのですが、よく庁舎建設等についてもいろいろ議員さんから質問があったようなこともあるのですが、その委員会そのものの機能が充て職的なところも当然あるのでしょうかけれども、本当にその当町の小学校の再編・統合に関してかかわりのある人が当然集まってくるのはよくわかるのですが、その辺の人選の問題あるいは課題が学校だけではなくて地域も含めた中での諸問題が多分出てくるであろうというふうに思います。そういった役割分担の中で組織、基本的にはその準備委員会がベースになるのだと思うのですが、その下部組織というと失礼になるのですが、分科会的な要素で学校については学校の、あるいは地域は地域のとか、いろいろそういった組織の役割として責任を持った中でこの再編・統合についてかかわっていただくと、その辺の組織のあり方についてのお考えがもう少し具体的に決まっているのであればお教をいただきたいというふうに思いますが。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問でございますが、具体的に準備委員会、それから専門部会なるものにつきましての詳細な中身的なものはまだ決まっておられません。ただ、構想といたしまし

ては、十分意見が反映していただけるような形で検討していきたいと思っております。かなり詳細なところまで検討しなくてはならないというふうに思いますので、教育委員会がリーダーシップをとりながらという形になろうかと思えますけれども、リードをしながらいろいろな意見を聞き、集約をして方向性を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 先ほど質問の中で申し上げたことなのですが、基本的に従来のやりとりの中で30年という一つの節目が町当局から提案をされております。それが30年になるのか31年なのかちょっとその辺が微妙なところですが、一つの達成する年度、先ほど道路の関係でもいろいろ議論があったわけですが、着地を30年なら30年というところに区切った中で、例えば今回はその基本計画に基づいて、基本計画を推進するために準備委員会を立ち上げましたと。いわゆる先ほどその工程表ですか、ロードマップというようなことで申し上げたのですが、その辺の着地の時点の年度的には今も変わりはないのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） その工程、ロードマップにつきましては、タイムスケジュールにつきましては、平成30年というところを基本にしております。ただ、諸事情がありまして、4校が2校になるという全てが再編の終了が30年ということにはなっておらないというところなんです。30年を一つの目安にするというのは変わっておりません。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 非常にその30年という一つの区切りを目指して努力したいというご答弁でございますけれども、当町では今庁舎建設の問題等含めて、ハード事業が広域も含めると相当ございます。そういった意味で一つの例として、先ほどその通学等でもスクールバス云々とか、いろいろその財政負担が今後予想されます、多分。ですから、現状以上に費用対効果の部分で教育問題を論じてはいけない部分もよくわかるのですが、当然統廃合によるその人件費の削減とかいろいろあるのでしょうかけれども、そういうアウトで結構なのですが、財政的に30年をめどにして今の統廃合、4校が2校になるか、その4校が1校になるかそれは別としても、再編というテーブルにのせた場合にその財政的な、当然当町がそういった意味で先ほど申し上げましたように、ハード事業が結構目白押しになっていると、広域も含めると。そういった中で財政的な問題について、今後お話し合いをするのでしょうか、その辺の財政負担についての考え方についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問、財政面ではというお話ですが、なかなかその細かいところまでの財政の検討は正直しておりません。大まかにスクールバスを1台購入すれば、そして運転手をつけて運用するにはどのくらいかかるとか、そういう本当にざっくりとしたものしか今捉えておりません。30年を基準にといった考え方にしますと、当然いろんな周りの調整も必要になってくると思います。特に財政面では、今のところ国からの補助、そういうものは、お金のものはございません。いろんなところ

で支援はするよというお話は聞いているのですが、その具体的なものがまだ示されていないという状況の中で財政の詳細な検討はしていないと。その部分を含めて専門部会において、もちろん財政当局もそこに入っているいろいろ指導願いながら相談をしていくと。ですから、あくまでも教育委員会としましては、平成30年というものは今動いてはいないのですけれども、場合によってはということもあり得るかもしれませんが、現在30年というところを目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 適正規模の検討委員会から提言されて、それを実行ベースでどうしようかということで準備会を立ち上げていると、30年をめどにと。その辺で時間的な経過を見ますと、大変な作業になるのかなと、私は外部の人間でございますけれども、そういうふうに思うわけです。そういった中でいろいろ仕事をやりながら、これも当然鋭意取り組むという必要性があるわけですが、その辺をクリアするためにも庁内議論、庁内というのは役場内の関係部署で議論を深めていただいて、先ほど申し上げました組織的な問題あるいは財政的な問題がクリアできるように、ぜひ前向きにご検討いただいてこの再編・統合が確実に実施できるようにトライをしていただきたい、そのように考えております。

次の質問に入りますが、先ほども繰り返し申し上げるようなかわりになりますけれども、学校と地域のかかわりということで、単に学校の再編・統合、それに伴って地域が再編をされると。今行政区が来年度に向けて再編を行っておりますが、それ以上の課題とか難問を抱えることも多分あるであろうと、想像の世界ですけれども、そういった中で地域の人たち、学校関係者以外の人たちとのその情報の共有、あるいは町で決められたことがどういった形で広く町民にお知らせをした上で賛同を得られるかと。いわゆる合意がどういった形で得られるかと、この形成過程が一番私は難しいのではないかなというふうに思いますし、いろんな議論がそこで出るであろうし、先ほど統合されてどちらかの学校が廃校になるあるいはその後の利活用云々等も含めまして、いろんな課題が出てくるであろう。それも3年、4年のうちに全部解決をするあるいはある程度道筋をつけるというような事業形態になろうかと思うのですが、そういった意味で地域の住民、PTAとかその辺は学校から連絡が行けば大体情報として伝わるのでしょうかけれども、それ以外の一般町民はなかなかこういったものについて知り得ない部分だと思っておりますけれども、深く広く町民を巻き込んだ中でその再編・統合、こういったものを進めるについて町当局あるいは教育委員会として、今だとまだ計画そのものがないと思うのですけれども、どんな点に注意をしたらいいのかなと。概略で、なければ思い浮かぶまま結構でございますけれども、地域住民とのかかわりをこんな形で合意形成に向けていきたいということがあれば、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、地域の方との合意形成を図るには非常に大変な困難な道が待っているのかなという気がしております。まずは情報発信ということで、考えを十分理解していただいて、それから検討に入る、お互いの意見交換をしていくのかなというふうに考えておりますが、まずは基本計画が公表できる段階になってきておりますので、議会の皆さん初め区長会の皆さん、そして住民の方、広報紙、ホームページを通して公表をしていくと、まずはそこから始まるのかなというふうに考えております。

そしてまた、今後大体準備委員会、それから専門部会で検討の途中ですとか、そういったときの進捗状況もきちんとお示しをしながら、そういった中で検討の内容とかもあわせてお知らせすることができると思います。ですから、逐次皆さんにお知らせを、周知を図っていくというふうに今現在考えておるところでございます。

また、最終的には住民説明会といった形で説明会を行って納得をしていただくような形に最終的には持つていければというふうには考えて、本当に難駁ですけども、そういうふうには考えております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） さかのぼってみますと、私は経験をしておらないのですけれども、中学校も昔は4校あったわけでございますね。昭和40年から5年をかけて再編・統合をした経緯がございます。当時のその4中学校を1校にして板中ができていますけれども、それでも5年かかっていると。跡地利用については、現在の小学校がそのまま建っているあるいは移動したとか、そのぐらいの位置関係だと思っておりますけれども、今度の場合は4校のうち何校かは廃校になると、そういう経緯をたどるわけでございます。そういった流れの中で、本当にその我が地域の学校がなくなると、そのショックというのかな、地域で一番の中心となって活動の場としてコミュニティーを形成した小学校です。今度は小学校がなくなると、本当に空き地になってしまうと、空き校舎になってしまうと。そういう従来の中学校が統合された経緯とかなり環境が変わってきていると、そういう部分も含めて我が町でもこれは当然いろいろ困難が想定されるわけですけども、やらないわけにはいかないという時代になりつつあるのかなというふうに思っておりますし、結果的にやってよかったと言われる再編・統合を当然目指していくわけですけども、そういったものを考慮しながら皆さんの知恵を出して、ぜひ統廃合が成功裏に終わるといようなステップ。先ほど準備会の中でいろいろ議論をしていきますよと、基本計画はできましたよと。今後そういったものを議会とか区長会さんにも折を見て提案をしていくと、こういう考え方でおりますと、そういったいわゆる情報の共有、そういったものをやはり中断なくというところとちょっとあれなのですけれども、途切れのない情報公開という中で住民との合意形成あるいは地域との合意形成を進めていただければありがたいかなというふうに思いますが、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、本当におらが村の学校がなくなるということで、そういうことになると、当然大賛成という話にはならないかと思えます。ただ、その再編で廃校となる学校につきましては、十分なその廃校後の活用、先ほども申し上げましたとおり、利活用など十分考えていかななくてはならない。今も地域のコミュニティーの核として役割を学校が担っているわけですが、その内容が変わるにしても、その廃校後も地域のコミュニティーの核として学校が活用、その再編後の学校が活用できるようそういった手段も考えていかななくてはならない。そうしませんと、当然地元の人たちの納得が得られないというふうにも考えております。その辺は十分検討していきたいというふうに考えます。

それから……よろしいですか。済みません。もう一つあったのですが、済みません。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番(小森谷幸雄君) それと、先ほど午前中荒井議員のほうから総合教育会議云々というようなお話があった中で、8月25日に総合教育会議を開催していますと。その会議の中身として、この再編・統合についても議題が持たれて、検討しましたというようなお話があったのですが、この8月25日時点の当局の再編・統合の中身というのを公開できるのかどうかちょっとわかりませんが、再編・統合についてのどのようなお話し合いが持たれたのか、もし差し支えなければお教えをいただきたいと思いますが。

○議長(青木秀夫君) 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(多田 孝君)登壇]

○教育委員会事務局長(多田 孝君) 過日8月25日に行われました総合教育会議の中で、この板倉町立小学校適正規模・適正配置の基本計画案につきまして、教育委員会のほうから提案をさせていただいたところでございます。会議の内容につきましては、いろいろご質問も出ました。基本計画の中にはロードマップもついております。いろんな話もさせていただきましたが、その基本計画を当然その会議の委員さんの中からはもちろん危惧をする話も出ました。やはり本当に手放しでは賛成はできないけれども、現状を考えればもうこうせざるを得ないねといったご意見、厳しい意見も出されております。そういった中でも基本計画大筋で認めていただいたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長(青木秀夫君) 小森谷幸雄君。

○8番(小森谷幸雄君) いろいろ総合会議でございますか、総合教育会議でございますか、その一番のメインの議題というのと、今後いろいろそういった形で総合教育会議の中でも議論をされるであろうと推察申し上げるわけですが、その中でもあるべき姿を求めて鋭意ご努力をいただければというふうに思っております。

それと、財政的な問題ということで、先ほどシミュレーションはさしたるものはしておりませんというようなお話があったのですが、今回国が進めております地方創生、このキーワードというところとあれですけれども、その中の一節に、学校を核とした地域づくり関連というのがございます。地方創生関連資料という中で、その中で結論を申し上げれば、この統廃合に向けて国は積極的な支援をします。支援というのがお金かどうか私はわかりません。ただ、きめ細かな支援を行いますというような方針が望まれております。

ちょっと申し上げますと、当然地方創生に伴う総合戦略というのが今年度、来年の3月をもって締め切られるわけですが、この人口ビジョンと地方版総合戦略、これは策定義務ではありませんし、努力義務ということでありますが、いろんな自治体が今申請をしているあるいは鋭意検討中というようなところでしようけれども、これを出さない限り地方創生に伴う交付金は支給されないという大前提でございます。

その中で地方創生、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランというのが示されております。この中で学校を核とした地域づくりという中で、国の考え方が述べられております。地方創生との関連についてでございますが、その中で政策パッケージとして時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると。主な施策の中に、公立小中学校の適正規模、小規模校の活性化、次は該当しないのですけれども、休校した学校の再開を支援するというくだりでございます。その中で特に今議論になっている小規模校の活性化という中で、集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は一定の児童を確保することが望ましい。これ当町でも該当していることござい

ます。

さらに、今後少子化のさらなる進展により、学校の小規模化に伴うデメリットの顕在化や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要があるとしてこれを支援するというくさりになっております。必要な対応として、国側の考え方ですけれども、地域コミュニティの核としての学校の役割を留意しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう学校の統廃合を検討する場合には、市町村の主体的な検討や具体的な取り組みをきめ細かに支援する。

今回、これ今年度中につくらなければいけないよということですが、当町ではこの地方創生を支援するというで交付金が出るのかどうか私はわかりません。そういった部分で、こういったくさりがあるものを利用してビジョン、総合戦略を考えなければいけないのかなと。あるいはもう統廃合については全くこの制度が適用できないのだという考え方なのか、いろいろかかわりを持っているような文言がこの地方創生関連資料という中の学校を核とした地域づくり関連というものに表示をされておりますので、金が出るか出ないかは別として、考え方とかあり方論も含めて支援をすると明言されておりますので、その辺の情報のとり方としてこういうものもあわせて今後この再編・統合もこのテーブルにのせたいのかどうか、その辺のお考えは、これはどなたにお尋ねしたらよろしいのでしょうかね。企財課長ですか。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 今現在進行しております地方創生絡みの事業でございます。その一つとして、総合戦略の計画もしくは人口ビジョンを策定しております。

今小森谷議員おっしゃっているのが、私もちょっと承知はしておらないところでございますが、28年度の予算につきまして国としては地方に交付する交付金として約1,000億円というような案を示しております。ただこれは、まち・ひと・しごとの創生本部が担当します地方への交付金としての額が1,000億円でございます。そのほか、国では各省庁が独自のまち・ひと・しごと創生事業に取り組んでおります。今議員おっしゃるその学校の統廃合に対する支援というのが、まち・ひと・しごと創生本部の仕事なのか、もしくは文部科学省、文科省の事業なのか、その辺がちょっと不明でございますが、いずれにしても当然この5年後を見据えた地方創生の戦略でありますので、先ほど来議論されております小学校の統廃合問題についても、当然地方創生の中に入ってくるというふうに、直接入ってくるのか間接的に入ってくるのか、その辺はまだ不透明でございますけれども、当然それはもう踏まえての計画は策定すべき、検討すべきというふうなことは想定されます。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） この地方創生ですと、先ほど午前中もいろいろ議論があったのですが、地方の観光だとかそういった面がメインに考えられておるのですけれども、この統廃合に関しては、申請件数はそんなに、情報としてですよ、受け売りですけれども、上がっていないようなところもございまして、逆にこういったものを申請しましたと、進んでいる自治体もあるというようなコメントなども出ておりましたので、お金がかかるかからない当然あるのですけれども、できればこういった国の支援制度、こういったものも利用できれば制度を利用して、当町で今当然作成されておるわけでございますけれども、来年3月までの中に

こういった事業としてこういったものが取り込めるのかどうか、そういったものもぜひ関係部署でご努力をいただいて情報を探っていただいて、できれば少しでも援助が得られれば交付金ということになりますので、支援だけで言葉だけなのかどうかその辺も定かでないので、申しわけないのですが、交付金適用になれば交付金というような形でお金もいただけるであろうと推測するわけでございます。

そういった中でぜひ町のほうでも調べていただいて、こういったものが当町で計画されている再編・統合の事業とマッチングをするのかどうか含めて、ぜひもう一度探っていただいて、間に合うのであればぜひこういったものもコンサルタントといろいろ相談をしていろいろ事業計画をつくるのでしょけれども、そういった面もあわせてぜひご努力を賜ればというふうに思いますが、もう一度企財課長お願いできますか。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） どれだけのものがこの地方創生総合戦略の計画の中に盛り込めるのか、今後の議論の一つになろうかと思えます。具体的にここで申し上げられることはできませんけれども、当然人口ビジョンもその人口減少に伴うものでございますので、そういった面では大枠ではやはりそういった議論も必要になってくるというふうに思いますので、確約といいますか、ここで絶対とは言えませんが、ここでの検討はする必要があるかなというふうに感じております。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 以上で全般の質問は終了をさせていただきますけれども、この小学校の再編・統合については、当然在校児童のご父兄の方あるいは今の幼児の方、ゼロ歳から6歳までおられるわけですが、その人たちにとっては最大というとまたこれもちょっと大げさかもしれませんが、大いに关心のある事業だというふうに考えております。1年ごとに環境が変わっていくわけでございます。そういったご父兄の考え方も当然卒業されればそんなに関心はなくなるのかな、あるいは地域住民の一人として关心はあるけれども、当事者ほど関心はなくなりつつあるであろうというふうに思うわけです。ですから、毎年毎年環境が変わっていく中で町の対応も30年というのが一つの区切りを出したとするならば、そういった情報も含めて板倉町の小学校もこう変わりますよと。後ほどいろいろ資料等も後日いろいろ配布をすると、あるいは町民との情報を共有すると、そういう中で前向きにぜひご努力をいただければありがたいかなというふうに思いますが、最後に教育長いかがでございませぬか。

○議長（青木秀夫君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 教育長、何を考えていると、全く私お話ししませんでしたけれども、いろんな形で議員さんからアドバイスを受けました。それを私自身真摯に受けとめて、今後の検討の中に入れていきたいなと思っています。

2月から8月、一体何やっていたと、もう今日はお叱りを受けるというような時間と思っています。遊んでいたわけではありません。教育委員会議も2回、それからこの編成についてだけの会議といったものを臨時に開いたりもしました。わずか3回ではありますけれども、2月から3、4とその数カ月間に3回組みまして、そして何点か出ています今後の方向づけですか、これを決めたわけです。30年をめどというような形で今後進めていくというようなことになると思いますが、やはりポイントは財政面、これだと思

ます。ただ、システム面につきましては、今すぐにでもこれはすぐにできます。ただ財政的なものということにつきましては、やはりちょうど庁舎建設もありますし、それからバスの関係もありますし、そういったことではやはりまだまだ時間がかかるかなと、煮詰めていきたいなと思っています。そういう意味では、早く計画を細かな細案を練って、そして提示できればと思っています。そして、その際発信することで説明会も含めてやっていきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

今後の方針も含めて進めていくことをちょっとお許し願えればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 小森谷幸雄君。

○8番（小森谷幸雄君） 以上で質問を終わりにいたしますが、よろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。終わります。

○議長（青木秀夫君） 以上で小森谷幸雄君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

14時45分より再開いたします。

休 憩 （午後 2時30分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、黒野一郎君。

なお、質問の時間は60分です。

[10番（黒野一郎君）登壇]

○10番（黒野一郎君） 10番、黒野でございます。何か皆様方お疲れのようで、顔色が悪い方もいらっしゃいますけれども、最後ですから元気でひとつよろしくお願い申し上げます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

しかしながら、時間の関係で飛んでしまうこともあり得ますので、その辺をひとつご理解いただきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1番の町小中学校の全般についてということで伺っていきますので、よろしくお願いいたします。では、議長よろしくお願いいたします。

まず、学校の図書館に新聞をとということであつておりますけれども、国の関係で新聞関係、国の予算が24年から5カ年ということで図書館に配置できるようにということで15億円ずつ、5年間75億円と、そういったことが新聞にも載っておるとおもいますが、その辺教育委員会としてはご存じでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、国の予算についてというのは、新聞などでも新聞の協会がPRしているように理解をしているつもりでございます。国の予算、交付税措置とい

うことで町には入っているようでございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） ちょっと今の聞き取れなかったのですけれども、町にも入っているということですか、予算が。金額はいずれにしましても。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 交付税措置で行われているということでございます。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） 図書館の利用、新聞含めて全国小学校の中の7,387校、全体の36.7%、中学校においては3,033校の31.7%が図書館に新聞置いていると。先ほど局長が申された何らかの形で予算も町に入っているということでございますけれども、当小中につきましては全校が新聞を図書館に置いてあるのか置いていないのか、その辺のご答弁をよろしくお願いします。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問、学校図書館に新聞は配置されているのかということだと思いますが、各小中学校でも新聞の購入は行っております。ただ、設置につきましては、学校によって状況が若干変わるということでございます。具体的には、東小学校では子ども新聞を地元企業さんにこれは寄贈していただいております、図書室に設置をしております。また、北小学校では、ご存じのとおりNIE事業、ニューズペーパー・イン・エデュケーション、新聞を教材として活用するという事業を行っていたこともありまして、新聞社から、これは一般紙になるのですけれども、3年生から6年生までの各教室に設置をしております。また、北小の1年生、2年生の教室には子ども新聞購読をしております。

なお、西小学校、それから南小学校については、図書室用には購読をしていないという状況でございます。今後小学校の図書室に一般紙は若干そぐわないのではないかとこのように考えますので、子ども新聞こちらの設置に向けて早急に対応をしてみたいと考えております。

また、中学校におきましては、職員用の一般紙を翌日に図書室に配置をしまして、1週間保管をしているという状況でございます。現状といたしましては、以上となります。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） そういうことを伺いながら話をお受けしましたけれども、全小中には一般紙は、例えば先ほど話があったように、予算が何らかの形で町に入っているわけですがけれども、その予算は別に、先ほど寄附とか、どこかの企業さんが寄贈というのか、していると伺いますけれども、全体の予算幾らかかはわかりませんが、その予算については全部入った予算を使っているわけではありませぬのですか、その辺を聞きたいと思っておりますけれども。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 私も交付税措置でどれだけの金額が入っているかは理解をしていな

いところでございますけれども、各学校予算をとって新聞を購読しております。ですから、地元企業から寄贈を受けている学校におきましても、当然職員室には購読をしているということで、そういうものを活用して、中学校の例ではありませんけれども、小学校全校におきましても1日遅れとなるかもしれませんが、一般紙になりますけれども、図書室に配置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） といいますと、先ほど私が話した中で、全国の36.7%の小学校、3,033校の31.7%が中学校と、その中の予算が年間15億円、5年間75億円ということでございますけれども、ということは板倉教育委員会というか、町にも入っていると思うのですけれども、先ほどの話の中で職員室には一般の新聞はあるけれども、読んだ後それを図書館、図書室に幾日か後には配置というか、教室に置かれるという話も聞いていますけれども、それとちょっとギャップをするかなと思うのですけれども、学校は学校の中の予算か何かの形で新聞を購入していると思うのですけれども、これとはまた別だと思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） 新聞の購読に関しまして、その他の予算が別といったことは私のほうではちょっと認識をしております。新聞購読に関しては、その交付税措置の交付金で賄われるものかなというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） ぜひできれば後日でも結構ですから調べていただいて、後ほどご連絡いただければありがたいと思います。

まず、図書館は図書を読むだけでなく、やはりあらゆる情報が集まる学びのある図書室かと思えますし、新聞の中で先ほどどなたかが質問、また答弁含めてやりとりをした中で、北小学校はN I E、新聞の情報の中でそういった教室もやっているわけですけれども、ぜひ小中高予算づけがあるならば、やはりそういうことで幅広い考えの中で図書室にぜひ新聞を置いていただいて、朝読めなかった子が学校へ行って時間を何とか費やしながら図書室で図書の中で新聞も読むと。そして、家に帰ってきたらこういうこともあったのだね、全国にこういうことがあったのだねということを経験の中で意見交換しながら、やはり家族が団らんしながら前へ進んでいくと思いますので、ぜひこの件につきましてはひとつさらにご理解いただいて、先ほどの金額については後ほどというか、後日ひとつご連絡いただければありがたいと思いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

続きまして、給食と調理員についてということでございますけれども、板倉町以外は給食センターとか、そういうところに子供たちの生徒のお昼をいろいろとお願いしているかと思えますけれども、我が町小中につきましては、学校に調理室があって調理員さんがおいしいものを毎日毎日子供たち、生徒につくっていただけるわけでございますけれども、何か聞くところによると、調理員さんが短期でやめてしまうということをお聞きしておりますけれども、その辺はいかがなものでしょうか。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいま調理員さんが短期でやめてしまうというお話がありましたが、ここ最近そういう事例が何件か実際にございます。ただ、その理由は個人的な理由でございまして、いろんな事情があってやめるということでございますので、私どものほうからは特にその件に関しましては申し述べることはございません。済みません。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） そういう状況の中で突然休むとか、計画的に1週間、10日前にやめるという、そういったときは当然学校側、教頭さん、校長さんにご連絡するでしょうけれども、突然の場合そういうときに現状を考えますと、図書事務員、さらには用務員さん、さらに栄養士さんをお願いして突然調理室でお手伝いをすると、そういったこともしばし行っているようなことも伺っているわけでございますけれども、そうなる今日あの仕事をやろうかな、この仕事をやろうかなという先ほど申した3部門の場所では、なかなか支障が起きるといふ、そういったことも考えられると思っておりますけれども、その辺は伺っていますかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまのご質問ですが、調理員さんも人間ですので、その日の朝急にぐあいが悪くなると、お休みをいただきたいということもあろうかと思っております。ただ、調理員さんに関しましては、日ごろから非常に健康管理十分気をつけているということでございますから、食べるものにも気を使っているということでございますが、そのような中であっても人間ですからこればかりは突然お休みをいただくということもあろうかと思っております。そういった場合には、ほかの臨時職員の方をお願いするというお約束になってございます。

先ほど議員さんおっしゃいました図書事務の臨時さん、それから用務員さん、そしてまたそれでもという場合には、公民館の臨時職員というふうな形になっております。ただ、調理室に入れる人間というのは、月に2回、ですから2週間に1回検査をしなければなりません。具体的には検便をとってその細菌状態を見るわけなのですけれども、そういった検査を常日ごろ行っております。ですから、そういう約束のもと臨時雇用の契約もしておりますので、ご理解をいただいているものと認識をしております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） ぜひそういった方々が突然入るケースもあるわけですがけれども、しかしながら前段見ると、やはり採用するときに面接するときはどういった方とか、やはりどういうふうな以前仕事をしているとか、ある程度の面接で多少は見るかなと思うのですので、ぜひ「はい、わかりました。どうぞ」ですぐ採用とかではなく、やっていると思っておりますけれども、ぜひ今後は特殊な場所であればさらにやはりそういったことを考えながら、把握しながら、採用含めて長期的な仕事につけるようなそういった方をぜひお願いをしながらと思っております。

1つは、太田のほうへいきますと、セットではなく待機者、調理員待機者という方も何人か太田地区あたりではいらっしゃるようでございますけれども、その辺のご検討を含めながらお願いをしたいと思っております。

で、ひとつよろしく願い申し上げます。

次に、通告がちょっと若干入っていなかったのですけれども、事業仕分けのときにご存じかと思っておりますので、大丈夫かと思っておりますので、この前事業仕分けのときに板倉町の教育研究組織の中でお話があった相談事業、町の教育委員相談業務、その中で相談員という方が板中を含めた4名の方がいらっしゃるということで、できればあと1人ぐらいいればセットで各学校に配置できるかなと、そういったことも事業仕分けの中で話がいろいろと出てきたわけでございますけれども、やはり私は今この想定外、学校を取り巻き、子供たちの方々がいろんなことが想定外で起きていると。1週間前も午前7時過ぎぐらい、私の周りの田んぼ、畑にパトカーが五、六台、わあっと来ていたのですね。パトカーが来たのですけれども、小学校の前のほうに小学生らしい子がはだして駆けていったよと。そういう該当の子はいなかったのですけれども、該当するような人が東のほうに朝晩いると。靴を持って歩いている子がいるのです。その子ときっと通報した人が勘違いしたかと思うのですけれども、そういったいろんな問題が起きてくるものですから、ぜひ小中学校の中にそういった相談員さんも週に何回は向こうの学校、あしたは向こうの学校、そうではなく、できれば一つの学校にそういった方がいていただいて、ぜひいろんな相談があると思うので、その辺含めて来年あたりは増員をお願いというのか、どうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまの黒野議員さんのお話でございますが、今非常に子供たちいろいろ抱えている問題が多い子供たちが多うございます。今お話がありました教育相談員についてですが、現在4人で対応をしているところでございます。小学校4校、中学校1校、それから町の相談室、研究所と呼んだりもしていますけれども、そちらの6つのところの対応を今4人で行っているという現状がございます。事務事業評価の際にもお話をいたしました、その学校に2日間ですとか3日間ですとか、5日間ずつといられないわけですね。ですから、あいてしまうことも、どうしても4人しかおりませんので、あるということで、人数を増やしていただけたらというお話もさせていただきました。黒野議員さんからもそういうことであれば、予算をとってというお話もございました。ありがたい話と受けとめております。まずは5人、1人増員ということで来年は予算のほう対応をお願いしたいというふうに教育委員会事務局としては考えておるところでございます。その節はご支援をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） ぜひその件につきましては、子供たち、学校教育ということも含めながらでございますので、ぜひひとつ前向きというのか、来年度につきましてよろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして2番の関係をお願い申し上げます。通学道路防犯灯及び町関係電気工事についてということで、関係各位の課長さんはよろしく願い申し上げます。

まず初めに、この問題につきましては、数年前から何個か提案した例もありますけれども、引き続きお願いしたいと思います。蛍光灯の交換とか取りつけの作業業者ですけれども、町には東西南北支部が5支部あるわけですが、その中で地域の支部が地域の電気屋さんをお願いしながら交代、ローテーションでやっているとありますが、町全体含めてそういう電気屋さんが、工事屋さんが何社ぐらいおられるか。わかる範囲で結構ですので、町には登録制もあるでしょうけれども、それだけひとつよろしく願いします。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） ただいまの議員のご質問ですけれども、防犯灯に関する町内業者が何件かということでお答えしますが、2種類ありまして、まず1種類が設置、ポール立てとかそういう設置から修繕までできる業者が4社、それと修繕のみということで4社、合計8社となります。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） 2種類と伺いましたけれども、例えば蛍光灯交換はどの業者でもできるけれども、設置するとき配線ができないまでの工事はできるけれども、配線をやれないという業者もおるわけですから、その4、4ということですか、その辺。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 議員のおっしゃっているとおりでございます。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） その中で町全体、それから通学道路含めて蛍光灯の交換とか、町の中、役場の中もそうでしょうけれども、交換する中で、先ほど4社、4社、合計8社。標準の工事料金というか、その辺が一定の表示されているそういった一覧表があるのか、その辺を含めてひとつよろしくをお願いします。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） これは基本的な料金ということでよろしいでしょうか、工事によります。この工事も新設の場合で3種類、修繕で2種類というふうに分かれております。

まず、新設のほうなのですけれども、新しくポールは立てないで現在立っている電柱等につける場合、それの中でも東電につける場合が、新しく新設ですと税抜き3万2,000円です。NTTの柱ですと4万6,000円となります。全く新しくポール自体まで立てるということとなりますと、5万4,000円となります。

もう一種類の修繕に関しましては、電球だけの蛍光灯交換で2,000円です。それと、点滅器自体も含めた修理ということになりますと、3,200円という金額をもとにしております。ついですが、こちらの金額というのは、毎年度先ほど申しました8業者から見積もりをとりまして、その一番低い金額で設定をしております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） 今一番最後の交換、これは低い基準で2,000円という。私が前に調べたときは、交換するだけでもっと安い業者があったのですよね。A社です。何社か調べて出してもらったのですよね、名前出さないで。A社、B社、C社。そうしたら2,500円のところもあれば、先ほどの1,500円ぐらいとか、そういうバランス。それから、先ほど工事も安いところ、安いというか、やりづらいところもありますよね、もちろん。でも、見ると向こうのA社とC社とB社を見ると、金額が違うのです、金額が。だから、設定をしていただいても、やはり最終的に業者がこれ決めるわけなのでしょうけれども、でもやはり決められたものなら多少のやりづらいところはやむを得ないのですけれども、それなりの工事をする場合は決まっている設

定する工事については、やはりその金額ぐらいにやっていかないと、例えば本数が多ければ500円違っただで大変だと思うのですよね。だから、その辺を含めてできればやはりもう一度見直していただいて、何とか提出しているのしょうから、これは幾ら、これは幾らという。A社の一覧表は幾ら、B社の一覧表は幾らと、ぜひそういうこと含めて2,000本も3,000本も全体に町の中には、役場の中特にそうしょうから、公民館も全部含めてですから、ぜひそのやりづらい点はいずれにしても、我々でも交換できるような場所で値段が1基、1本こんなにするのかなどということもあり得ると思うので、ぜひこれからもう一度ご検討、調整していただいております。

次に、では先ほど入っている古い蛍光灯を新しい蛍光灯に取りかえるということであつたのですが、事業仕分けのときにいろいろと出てきたものがあつたわけなのですが、おかげさまで町長にご理解いただいて予算が国から来たわけですから、何年か前通学道路、LED含めた、現状はLEDが650本で、普通の蛍光灯が2,450というこの前の、合計が27年3月現在で2,695本、地域等全部含めたものがあるということがこの前の会議の中で出てきたわけでございますけれども、その中で総務課長、ぜひ平成28年度中は何とか国の予算、町の予算は、国の予算が3分の1、町が3分の2、合計しますと七千何がしのお金で何とか28年度中にはできるかなと。しかしながら、3分の2の金額で4,700万円ぐらいの若干、多少の前後はあるでしょうけれども、何とかやっていきたいという力強いお答えをいただいたわけでございますけれども、その辺も含めてもう一回お聞きしますけれども、ぜひ来年度中やるという意向ならば、この前どなたかも話したとおり、通学道路があつても東地区も、北も南も西もそうしょうけれども、「あそこに何についていないのだい」、そういった声もこの前もあつたわけなので、できればこの前の話の中で討議するときに3社の会議を設けたいという話なものですから、ぜひプラスして、上乘せプラスした蛍光灯、LED新規を、多少よりも本数が増えるでしょうけれども、やはりLEDを見ますと2,045基、合計3万4,510円プラスで七千幾らですけれども、3分の2だから4,700万円ちょっとですけれども、もうちょっと上乘せの中で本数を多く若干していただいて、何とかご検討いただいた中で来年度中つける予定でございますけれども、上乘せの中のご検討はいかがでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） この前の事務事業評価ということで細かい数字等お示ししたわけですが、あのときも申し上げたかとは思いますが、私どもはそう考えております。あとは、やはり町全体の財政計画もありますので、そちらとの関係になるのをご理解願いたいと思います。

それと、増設に関しましては、関係団体、機関と十分話し合いを持ちまして、本当に必要なところ、そこにはつけていきたいと思っております。何本になるかはわかりませんが、その辺はよく検討させていただきたいと思っております。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） それから、2,700本近い蛍光灯、夜は何時から朝方何時ごろまでという設定の、センサーつきかと思うのですが、そういう中で今後ご検討する中で短縮できる、朝の5時以降までついているわけですが、それを手前まで4時以降とか、夜中に余り歩いている人もいないしょうから、基本的には防犯灯という仕組みになっているわけですので、そのセンサー含めた予算がかなりかかってしま

うと大変でしょうけれども、28年度中にそういったことを交換をやる予定でございまして、それとセットで何か時間短縮、夕方は何時ごろ、朝は何時ごろまでという中の短縮の消灯ができるようなそういったセンサー方式ができるか、その辺をお願いできればと思いますけれども。電気料も1,000万円近い電気料かかるわけですから、一本でも二本でもLEDになれば8年ぐらいでプラマイゼロにとれる方向だと思うのですけれども、ですからLEDをつけるならば、一本でも二本でも本数ができる方向の中ならば、やはり電気が消える朝の時間も手前でできるならば、そういう方向になるかと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） この前の説明会でも係の者からお話ししたかと思うのですけれども、現在防犯灯についておりますそのオンオフの機能、それは光センサーを使っております。ですので、その辺のセンサーがどういうものがあるかということをもしその取りかえる段階になった場合には、精査をしてみたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） それでは、この件の最後ですけれども、来年度中取りつけると、そういったことで4,700万円以上の予算がかかるわけですけれども、3分の2で。これは、先ほど私が話したとおり、町内4社、4社の8社の中で工事ができる人とできないところがあるわけですけれども、これ電気工事の入札とか見積もりは来年度、今の段階で方法論をご検討いただけるならばご答弁がいただければ、もしだめでしたら結構ですけれども、どちらかで結構ですよ。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 入札に関しましては、入札審査会というものが役場の庁舎にありますので、まずそちらに諮ってからということになりますので、この場では控えさせていただきます。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） それでは、次に3番をお願い申し上げます。スポーツ全般施設、今後の整備事業についてということでお伺いしたいと思います。

今日もかなり雨が降っております。以前も町長とお話をした中であると思いますけれども、おかげさまで弓道場等含めた南側の駐車場の中で何か大きな事業をやるときには、中央公園も車の駐車場等使ってきているわけでございますけれども、その中で来年、再来年の中で庁舎建設の問題を含めながら、新しい庁舎ができれば南側のほうに、庁舎の南側には大きな駐車場もできるかと思うのですけれども、そんな中で先ほどの中央公園、さらには海洋センターの今アリーナが、教育長はご存じかと思っておりますけれども、町長のご理解で下のアリーナの床は張りかえ、全面やっていたわけですけれども、屋根の電気の暗さ、周りの汚れ、そういった含めたものがあるわけでございます。そして、資源化センター、これは直接的には教育委員会ではなく、これは企画財政課のほうが管理しているかわかりませんが、リサイクル関係ができ上がった後の土地利用、その辺もあれだけの広さ、サッカーもできるだろうし、いろんな何かは私ができるかと思うし、そういった含めてやはりお考えの中でできる一つ一つそういったことで、その3点、あっちもこっちも申し

わけではないので、この3点の中から1つずつお願いをしたいと思いますけれども、まずは中央公園の整備、例えば野球場も今現在狭い関係。しかしながら、サッカーも東側とあそこを利用しながら、ただ円形で中が平らではないのですね。弓なりに何か真ん中あたりが低くなっているのですけれども、やはりできれば整備をしていただきたい、そういったことも考えられますので、その辺のご答弁をお願い申し上げます。どこの課ですか。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいま黒野議員さんからありました中央公園の運動場につきまして、いろいろな活用で活用されているわけでございますが、昔真ん中に水路が通っていたということから、どうしても真ん中がくぼんでしまう傾向にあるということで、非常に利用者の皆さんにはご不便をおかけしているところでございます。当然それはこちらも認識をしておりますが、その大規模な整備につきましては、今後経費等も鑑みて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） ぜひ多くの人たちが、少年も学校も地域の方々も、スポーツを愛する方々があの公園も含めた利用を現在も行っているわけでございますので、この雨が降る中ではすごい状況でございます。ですから、ぜひ11月、12月にはやはり予算関係も出てくると思いますので、何とか、建物をつくるわけではないからそんなにはかからんと思いますけれども、ぜひご努力いただいて、次年度については何とかお願いをいただければと思います。

次に、もう一つは教育長さんもお存じかと思いますが、海洋センターの内部、屋根上でございますけれども、そういった含めて投光器がついているのですけれども、バレーをやったり何をやったり見ていると、どなたが来ても暗いなと。ご存じのとおり、昔小森谷元町長さんが一生懸命ご努力いただいたB&Gからお願いをしてつくったわけですが、もう何十年と、30年ではきかないと思うのですけれども、そういったことの投光器というのか、照明、屋根の周りのほこり等含めた、その辺を含めて何とかあの辺も整備というのか、できればお願いしたいと思いますけれども、何でもかんでもお願い、あれやれ、これやれではなく、お話をしながらの一つでも次年度やっていただければいいと思いますけれども、その辺の海洋センター内部の件につきましてご答弁いただければ。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまの海洋センターのアリーナのところの照明ですとか、周りの汚れ等ご指摘があったところでございます。海洋センターに限らずほかの町の体育施設、不十分なところも多々あるかと思えます。いずれにしましても、先ほどと同じになってしまいますが、経費等もありますので、よく検討して取り組んでいくということになろうかと思えます。いずれにいたしましても、現在のこの施設を修理修繕をしながら、町民の誰もが楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備充実に努めてまいりますので、どうか一つ一つになるかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） ぜひお願いばかりでございますけれども、三十何年以上も何もせずに利用している、そういった施設でございますので、何とかご理解いただいて、次年度についてもひとつ前向きにご検討いただければと思います。

もう一点、資源化センターの東側、今度リサイクルができるわけでございますけれども、リサイクルができる面積は後ほどの跡地のほうはかなり広いスペースがあくわけでございます。先ほども私が話したとおり、運動場いろんな面で利用価値ができるだろうし、サッカー場もできるだろうし、いろいろ、あそこを更地にすればいいわけですから、やはりその辺を含めてご検討の中で、ひとつこれは企画財政課長ですか、どこ、教育委員会ではないですよ。面積がどのくらいだかわかれば。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 資源化センターの東にございます新センター用地でございますけれども、全体的には4万3,055平米ございますが、今回リサイクルセンターが6,836平米の利用ということで、残地につきましては3万6,219平米ございます。この新センター用地につきましては、直接的には町の財産でありますので、企画財政課の管理ということになってございますけれども、長期的な計画といいますか、都市計画上のマスタープランの関係で申し上げますと、新センター地区につきましては、新たな拠点整備ということで公園を核にし、広域業務機能など新たな拠点形成にふさわしい導入機能について、今後検討するというような内容になっておりますので、若干長期的な視野に立った検討をするという内容になっております。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） 面積が出たわけですが、何町歩以上、田んぼが1反が50ぐらいあるか、60ぐらいあるか、300坪が、と思いますけれども、その辺例えば運動整備しよう。例えばサッカー場だったら幾つぐらいできるかとか、どうですかね。運動をやっている、この面積だと、サッカー場の正式でいうと1つ、2つできますか。どうですか、大体ですよ。大体でいいのですよ、別に。これは絵がありますから、この絵で。

○議長（青木秀夫君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 頭の中でちょっとわからないところもあるのですが、正式にはサッカーのグラウンドでいくと105メートルの68メートル、これで1つのグラウンドになりますが、ただそれだけではちょっと足りないなというようなところで、渡良瀬の遊水地にグラウンドをつくらせていただいた際に、105メートルの68メートルに、7メートルの帯をぐるっと回して1つのグラウンドというようなところでやらせてもらった経緯がございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） 120メートルと60メートルぐらいですか。

[「105メートル」と言う人あり]

○10番（黒野一郎君） 105メートルですね。田んぼの1反が60メートルと30メートルぐらいですから、2

反あればサッカー場もできるわけですが、ぜひですからスポーツを愛するサッカーの福祉課長ですので、ぜひそういったデータというか、も出していただいて、何とか企画財政課長も含めながら、教育委員会も考えながら、何とか29年度稼働ですから、その前まではつくれるのですけれども、その後の二、三年後のものがございまして、ぜひ二、三年後までにはご検討いただいて、何とかお願いできればと思いますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

だんだんと時間がなくなりましたので、4番をお願いいたします。4番につきましては、今組合のほうで広域でいろいろやっておるリサイクル、燃えるごみ、埋め立てと、そういったことの中で今現在資源化センターの終了後の利用価値、再度の価値が昨年、一昨年ですか、調査したその後の進捗状況か、あのときには体育館もできるかな、サブコートもできるかなということをお話がありましたけれども、現状の中で今のぐらい進んでいるか。予算が壊すだけで1億円、2億円、あれを何とか整備すれば3億円ぐらいでできるかなという話も伺いました。総合体育館をつくと15億円、15億円以上もかかるとは思いますけれども、やり方によって体育館だけだったら10億円ぐらいかな。サブコート、いろんなものをセットでつくと15億円、20億円もかかる可能性もありますけれども、その辺も含めてこのリサイクルセンターの終わった後の再利用、その辺の進捗状況がわかれば、改めてご答弁をお願いしたいと思いますけれども、これは企画財政課長かな。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 資源化センターの施設の利用につきましては、屋内運動場として再利用が可能かどうか、平成25年度に調査をしておるところでございます。これにつきましては、26年3月25日に議員協議会で詳しくご説明を申し上げます。その後の協議でございますが、具体的には率直に申し上げまして、進んでおらない状況でございます。そのときにご説明申し上げましたとおり、大体再利用は可能であり、経費としては、概算ですが、解体する撤去費用が先ほど1億7,000万円というふうなことで話がありました。1億7,000万円程度。再利用する場合に3億円から4億円程度かかるということでございました。

資源化センターの再利用につきましては、その終了後の利用形態によりますが、屋内運動場として利用する場合または新センター用地と一体的に利用し、総合運動場的なものに整備していくような想定はその当時持っております。建設コスト等の上昇も含め、当然財政負担が伴います。現在進捗中の庁舎建設事業が一区切りした段階で、再利用かもしくは撤去後新設等を含め、総合的な勘案の上、議員の皆様とともに相談しながら今後も検討してまいりたいというふう考えております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） ぜひこれも資源化センターは、2年、3年後終了するわけでございますけれども、その間時間ございますので、先ほどと同じように、時間を2年、3年の猶予がありますから、何とか煮詰めていただいて、その後また議会のほうにこういう構想がありますよということをお示しいただきまして、何とか町民に使いやすい、いや、壊しましょうと、どちらかの結論が出ると思いますので、ぜひひとつその辺もお願いを申し上げます。

それでは、5番をお願い申し上げます。5番につきましては、私も消防組合議員という立場もございまして、消防関係のことを何点か皆様方にご答弁をお伺いいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、消防関係全般と防災についてということでございますので、若干幅広いこともあるかと思っておりますけれども、その辺ご理解いただいております。時には環境水道課のほうにも飛ぶかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

今館林消防組合、1市4町で行っている館林、板倉、明和、千代田、邑楽と、大泉は太田と含めながら単独でございますけれども、1市4町。その中で板倉町に関しては、消防団員100名、1分団20名、合計100、そして昨年3月までは団長1、副団長2と、そういったことで構成されながら、103名の方々が仕事をしながら、地域の安全安心含めながら一生懸命活動しているわけでございますけれども、残念ながらほかの市、町につきましては副団長が2名、館林については3名ですけれども、町は2名いらっしゃるわけでございますけれども、当町につきましては残念ながら1名団長をやめた中の副が昇格、そして現状は副が1名欠員と、そういったことがあるわけでございますけれども、皆さんもご存じのとおり1カ月たたないうちにそこで大火事が3件、そしてまたその後の1カ月ぐらい前には西岡で火事があったと、建物火災が。やはりあちらこちらで火事等々がある中で、指揮官が1人だと夜の場合は特に現場と両方のパイプ役となるようなそういった副団長がいなければ、なかなか初期消火等もおそろかになる。そしてまた、管理、副管理者はいらっしゃいますけれども、いろんな行事も組合、そして町にもございますけれども、その中でやはり指揮者、副指揮者が不足ですと、団員各位にも支障が起きるということもあり得ますので、それも含めて何とか今年度無理ながら、次年度、今からでも間に合うでしょうけれども、次年度につきましては昇格、副団長をやはりもとに戻せるような体制をお願いしたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 消防団につきましては、議員のおっしゃるとおり、現在副団長が欠員となっておりますので、なるべく早いうちに次の方を見つけていくよう努力をしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） ぜひ遅くとも来年の、28年度の4月の辞令交付式までには何とか確保というか、お願ひで欠員ゼロでお願いしたいと思います。

それでは、次にお願ひ申し上げます。板倉町、どこの町、市も同じように、防火水槽がありますけれども、我が町については防火水槽は何基ぐらいあるか、わかる範囲でお願ひいたします。今現状なければいいです。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 防火水槽につきましては、公設と私設両方あるのですけれども、合計ということでよろしいですか。合計しますと、全体で126基を今のところ町としては確認しております。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） その中で別件で皆さんご存じのとおり、消火栓が町中にいろいろと設置されているわけですが、消火栓は何基だかわかりますか。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 消火栓につきましては、基準のものと基準外というのがあるのですが、これも

合計でよろしいですか。合計で362基が認識というか、わかっている個数でございます。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） それで、水道関係にも飛ぶかと思えますけれども、この維持費ですけれども、その辺の維持費は年間、月別かあると思えますけれども、これで1基どのくらいかかるのですかね。環境水道課長ではない。

○議長（青木秀夫君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 今ご質問の町内に設置してあります消火栓の維持管理費ということで申し上げます。

こちらにつきましては、改めての基準というのはございませんけれども、板倉町につきましては一般家庭13ミリの基本料金、要はいつでも使用できる状態を保つということで、その13ミリの基本料金であります1,350円、1基当たり1,350円をご負担していただいております。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） それは1カ月ですか。年間ですか。

○環境水道課長（荻野恭司君） 1基当たり一月分の料金ということになります。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） 今話があったとおり、消火栓1基、これも板倉町ほか1市4町ありますけれども、値段が違うのですよね、値段が。板倉町は今話があったとおり、1,350円、月払い、12カ月で三百五十幾つあるわけです、先ほどの。600万円近いのです。

私が言いたいのは、月1,350円で、では毎月、その前に話がありますけれども、毎月点検をしているのか。年間1回しかしないのに12カ月分支払っているのか、その辺が大きく変わってくると思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

それで、消防団員は何かの行事があるときには、町長も消防団分団のしたことわかるでしょうけれども、何かの行事が終わった後、消火栓回りというのをボランティアでやっているのですけれども、今のこの話は、お金を払ったことの中の町の経費ですから、それが今1カ月1,350円、月払い。ですから、どちらなのですか。

○議長（青木秀夫君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 先ほども申し上げましたとおり、消火栓につきましては当然修繕等が必要なものもございます。そのものにつきましては、その都度消火栓によって違いますけれども、例えば消火栓の実際にふたをあけて見える部分を交換するあるいはボルトのみ交換する、あるいは全体を交換する、それぞれやっております。ただ、今申し上げました維持管理費につきましては、消火栓をいつでも、どこの消火栓でもあければすぐに出るという状態を保つためには、一般家庭と同じように浄水場のほうで水を供給しているという状態をつくっております。以前よりそういった経費につきまして維持管理ということでいただいているということがございますので、よろしくお願いたします。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） ですから、私が尋ねたのは、消火栓が毎月1,350円、1基で点検するからお支払いして12カ月、351基、昨年までは。先ほど総務課長が話した362基は、今年度の7月までですからわかりませんけれども、ですから1,350円掛ける351基、そうすると12カ月ですから、それが600万円近いわけですよ。だから、それは毎月やっているのか。それはねじがとれたとか、それはあり得るわけですから、毎月やっていて毎月1基が1,300円ということになれば、おいしいですよ、実際のところ。ですから、そういうことも含めながらどうなっているのですかと聞いているのですけれども、館林の場合は1,200以上あるのです。だから、安いんですね、やはり。高いところ邑楽町は1,700円とか、多少のばらつきがあるのですけれども、我が町は1,350円、351基昨年までは、12カ月、五百六十何万何がしということなのです。

わからなければいいのですけれども、その中で、では業者は東西南北の水道屋さんをお願いをしているのか。いや、もう見積もり、入札か何かで1社をお願いしているのか。600万円も払うわけですし、350カ所も毎月ずっと回るのでは、かなりの労力もかかると思うのですけれども、その辺はいかがなのですか。

○議長（青木秀夫君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 先ほど来ご説明させていただいている内容につきましては、消火栓の維持管理費ということで、こちらにつきましては水道法の第24条によりまして、その設置及び管理に要する費用、こちらについて一般会計から繰出金ということでご負担をいただいているという内容でございます。一つ一つを年間を通じて修理をしているという内容とは若干違ってきておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） 私が質問しているものと答弁が全然違うのですね。これデータがあるのです、全部。消防組合からもらってきた、各市町の全部。そうすると、今言っているのは話が違うと思うのですよ。私が言っているのは、1基1,350円で1カ月掛ける12カ月だから合計で幾らで、351基だから五百六十何万円なのですと、どういうのですかと。どこから出ているといたって、どこから出ているって公費で出ているわけですよ。

○議長（青木秀夫君） 答弁者、よく質問者のことを理解してかみ合うように答弁してくださいよ。慌てないで。

○10番（黒野一郎君） 業者に支払っているわけでしょう。だから、その方々東西南北いらっしゃるのか。入札一本で1社に決めるのかということをお尋ねしているのです。

○議長（青木秀夫君） だから、質問者と答弁者がどっちかが食い違っているのだから、どっちかが合わせるしかないのだ、これ。

○10番（黒野一郎君） では、いいですよ。後でもう一回最後まで、25日まででいいですから、調べておいてください。こちらデータがあるので、はい。

もう一点ですけれども、今後広域で水道事業が広域になりますけれども、その中で消火栓とか、やはりそれ含めたことは広域でやるのか、単独で町別でやるのか。その前に1つだけ。先ほどの話の中で消火栓も1基取りつくと60万円かかるのですって。1本、1基そこにつけるだけで60万円なのですってね。町によっ

ては多少違いますけれども、我が町は60万円です。最近では7本から8本ぐらいつけているみたいなのですけども、それだってでかいですよ。それも含めて広域の場合はどんなふうかわかれば、わかる範囲で結構ですから。

○議長（青木秀夫君） 荻野環境水道課長。

[環境水道課長（荻野恭司君）登壇]

○環境水道課長（荻野恭司君） 水道の広域につきましては、以前よりご説明させていただいておりますけれども、3市5町による8団体での広域化ということで、来年4月1日スタートということで現在準備を進めております。広域化になりますと、当然消火栓関係を含めた全ての水道施設、これが企業団で管理していくということになります。

それと、消火栓の設置及び更新にかかる費用ということであるかと思うのですが、こちらにつきましても年間当たり8基分としまして、議員さんのご質問の中にありました1基60万円として計480万円ほどをご負担していただいております。これにつきましては、道路工事にあわせて更新しているあるいは消防のほうからこの位置に新たにつけていただきたいということで要望を受けております。そういった中で設置、更新を進めているということでございます。

また……

[「いいですよ、細かいのはもう……」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 黒野一郎君。

○10番（黒野一郎君） もう時間もあれなので、最後に。町は総合防災訓練、大きなのを2年間に1回やっていますけれども、行政も今再編成が来年度から始まるということの中で、昔ならば西谷田村とか、そういうふうに大きくというのか、1つになるわけですけども、もし可能ならば4年間オリンピックではないけれども、2年に1回大きな町の、その間にでも例えばミニ防災、要するに北地区なら北地区のミニ防災、東は東という、そういったものが今後検討いただいて可能ならば、やはり総合防災2年に1回やっていただいても、関係者だけがそこへ来ているわけです。だから、避難訓練も公民館に行っているだけです。できればご検討いただいて、将来再編もありますので、ここ2年、3年後を考えていただいて、ミニ防災、地区別の、地区というのは東西南北ですけども、その中で可能ならばぜひご理解いただいて前向きにお願いしたいと思いますので、その辺町長のほうからひとつ最後のご答弁いただければ。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ご指摘のように総合防災訓練2年に1遍、法定の訓練、それから毎年やっています避難訓練ですね、いずれも1カ所ということと、その前段では地域によるということもあるのですが、いずれにしても参加率の問題が非常に悩みでありますし、マンネリ化をどうして打破するかということになるのだろうと。そういう意味では、一つの検討すべきに値する提案だと思っておりますので、2年に1回はやるとしても、もしかしてそういう対策でもとれるかどうか、慎重に検討したいというふうに思います。

○10番（黒野一郎君） では、よろしく願い申し上げます。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（青木秀夫君） 以上で黒野一郎君の一般質問が終了し、一般質問の全てが終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

16時から再開いたします。

休 憩 (午後 3時50分)

再 開 (午後 4時00分)

○議長(青木秀夫君) 再開いたします。

○議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について

議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○議長(青木秀夫君) 日程第2、議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)から日程第4、議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)までを一括議題とし、この3議案については、予算決算常任委員会に付託されておりますので、これより予算決算常任委員長より審査結果の報告を求めます。

今村予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長(今村好市君)登壇]

○予算決算常任委員長(今村好市君) 予算決算常任委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件につきましては、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第75条の規定によりまして報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)から議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)までの3件であります。

審査の内容につきましては、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審議を行いました。細かな内容につきましては、議員各位十分ご承知のとおりと思いますので、省略させていただきます。その審査の結果について申し上げます。

議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましても、原案のとおり可決決定すべきものと決しております。

以上、報告申し上げます。

○議長(青木秀夫君) 以上で予算決算常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算決算常任委員長の審査報告に対する質疑等を行い、審議決定いたします。

日程第2、議案第43号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第4号)の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(青木秀夫君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長報告のとおり原案可決することに決しました。

日程第3、議案第44号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

日程第4、議案第45号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○散会の宣告

○議長（青木秀夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

今後の日程ですが、明日10日は休会とし、あさって11日は総務文教福祉常任委員会、14日には産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

15日から18日までの4日間は予算決算常任委員会を開催し、平成26年度各会計の決算審査を行います。

25日の最終日には、本会議を開き予算決算常任委員会の審査結果に基づく決算認定、事務事業評価審査報告などを行います。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 4時08分）